

『朝鮮王朝実録』にみえる 奄美諸島と先島

The Amami Islands and Sakishima Islands as seen
in the *Veritable Records of the Joseon Dynasty*

関 周一

SEKI Shuichi

はじめに

- ① 琉球王国と高麗朝・朝鮮王朝との関係
- ② 朝鮮人漂流民の送還記事 トカラ・奄美諸島
- ③ 朝鮮人漂流民の送還記事 先島(宮古・八重山諸島)
- ④ 濟州島に漂着した琉球人とその送還

おわりに

【論文要旨】

本稿は、『朝鮮王朝実録』に記載された、朝鮮人漂流民および琉球人漂流民の記録を基に、15～16世紀のトカラ列島・奄美諸島および宮古・八重山諸島の様相を明らかにすることを目的とする。

トカラ列島・奄美諸島については、トカラ列島の臥蛇島に漂着した朝鮮人の記録から、次のようなことがわかる。琉球・薩摩間の良好な関係のもと、臥蛇島は、半分は琉球、半分は薩摩に属すとされた。だが1450年、尚泰久が、喜界島に出兵したため、琉球・薩摩との間に対立が生じた。そのため薩摩を経て琉球に向かう博多商人の商船が、拿捕されてしまった。また朝鮮人漂流人は商品であり、購入主のもとで奴として使役された。

先島(宮古・八重山諸島)について、宮古島に漂着した朝鮮人の記録から、次のようなことがわかる。宮古島の人々は、朝鮮人漂流民に対し、交替で食糧を供給する務めを行い、彼らを養育した。宮古島の人々と、近隣の来間島・伊良部島・下地島・大神島の人々とは、相互に往来して飲酒をともにしていた。漂流民は、宮古島と沖縄島の間を往来していた「琉球国の商船」に乗せられて、沖縄島に送られた。

また著名な金非衣ら(濟州島人)の漂流記録については、次の3点を指摘した。第一に、漂流人の記録には不正確な箇所や、内容の偏りがあるとみるべきで、考古資料などとの照合が必要である。第二に、漂流民の沖縄島への送還は、民間船によって、与那国島からリレー式に沖縄島に送還された。その船は、交易を行う「商船」であった可能性がある。第三に、諸島間のネットワークについて、西表島の米を購入した島々の対価は労働だとする、得能壽美の説を批判した。

そして濟州島に漂着した琉球人の記録からは、次のようなことがわかる。多良間島では紅花を生産し、それを琉球王府に献上していた。また宮古島の人々は、「尼南院島」に稲の収穫に出かけた。これは、遠距離通耕の初見記事である。ただし多良間島・宮古島の人々の言葉は、漢城(ソウル)の官人にとっては難解であったため、十分な聞き取りはできなかった。

【キーワード】 漂流民、遠距離通耕、商船、臥蛇島、宮古島

はじめに

本稿は、『朝鮮王朝実録』にみえる、15世紀～16世紀のトカラ列島・奄美諸島と先島（宮古・八重山諸島）に関する記事を検討することで、当該地域の様相を明らかにしようとする試みである。

古琉球の時代（三山，第一尚氏，第二尚氏前期）を知り得る文献史料は、限定されている。同時代史料としては、琉球帝国が地方支配のために発給した辞令書や、琉球歌謡を集めた『おもろさうし』、琉球帝国の外交文書集である『歴代宝案』が残されているものの、琉球社会の具体像を知る記述は乏しい。そのため『朝鮮王朝実録』に記録されている朝鮮人漂流民の見聞は、琉球社会を知る上で貴重な史料となっている。琉球に漂着した朝鮮人漂流民は、済州島民が多いのが特徴である。また従来あまり注目されてはいないものの、同書には、朝鮮に漂着した琉球人に対する尋問の記録が収められている。

琉球史研究の中で、朝鮮人漂流民の記録を最初に検討したのは、伊波普猷である〔伊波1927。後、伊波、1974に所収〕。伊波は、『朝鮮王朝実録』の中の『成宗実録』巻105所収の記事（後述する〔史料⑦〕）に着目した。与那国島に漂着し、1479年に琉球国王（中山王）によって送還された漂流民の陳述を、朝鮮王朝の弘文館が記録したものである。伊波は、漂流民が送還までにたどった島々を比定し、記載されている各島の情報の詳細を紹介している。琉球国の箇所では、『球陽』『琉球国由来記』という琉球史料や、明の冊封使陳侃『使録』との対照を試みている。

琉球史研究の視点から漂流民の記録を扱ったものとしては、佐々木高明が、漂流民の観察記録をもとに、琉球の農耕について分析している〔佐々木2003〕。また15世紀後半～17世紀および18世紀～20世紀における、宮古・八重山諸島のネットワーク（後者の時期が、分析の中心である）を明らかにした得能壽美の研究が注目される〔得能2007・2010〕。

琉球の対外関係史研究からも検討が進められてきた。韓国において日朝間の漂流民研究を主導してきた李薫は、朝鮮・琉球関係という視点から、琉球から朝鮮王朝に対する被虜人・漂着民の刷還（送還）や、琉球人の朝鮮漂着と送還について考察し、送還ルートや情報収集という観点から、本稿で扱う事例に言及している〔李2011〕。朝鮮使節・漂流民による日本・琉球観察を考察した須田牧子は、「漂流民のみた琉球の島々」として金非衣の証言（〔史料⑦〕）を分析し、「偽使」の実像にも迫っている〔須田2010〕。また筆者も朝鮮人のみた琉球に関する記事を紹介した〔関2013〕。橋本雄は、伊波普猷が扱った漂流民が、偽琉球国王使によって送還されたことに注目し、使節をつとめた博多商人について分析している。合わせて先島地域の記述について検討している〔橋本2015〕。村井章介は、自身の古琉球研究の成果を集大成した近著において、朝鮮人漂流民の陳述を分析している〔村井2019〕。

本書で引用する『朝鮮王朝実録』（李朝実録）は、刊本では、学習院大学東洋文化研究所が、1953年から刊行を開始した『李朝実録』全56冊と、韓国国史編纂委員会が、1955年から刊行を開始した『朝鮮王朝実録』全49冊（索引1冊を含む）とがある。国史編纂委員会において全文が電子情報に加工され、ハンゲル訳・原文（漢字）・影印が、インターネット（<http://sillok.history.go.kr/main/main.jsp>）で公開され、検索が可能である。ただし原文には、脱字や誤記が散見するので、注意が

必要である。また『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成』「李朝実録之部」全12巻が、国書刊行会から刊行され（1976～2007年）、宣祖29年（1596）12月までを収めている。

『朝鮮王朝実録』中の琉球関係記事を読むにあたっては、池谷望子・内田晶子・高瀬恭子編『朝鮮王朝実録琉球史料集成』原文篇・訳注篇（榕樹書林、2005年）が、たいへん便利である。訳注篇は、訓読がなされ、詳細な注が施されている。本稿で引用する史料については、同書の番号（【70】【71】など）を付す。また奄美諸島については、石上英一編『奄美諸島編年史料』古琉球期編 上（吉川弘文館、2014年）が参考になる。本稿で扱う『朝鮮王朝実録』の記事の傍注は有益で、『球陽』や『琉球国中山世鑑』などの関連史料も合わせて確認することができる。

以下の記述では、史料本文を引用するか否かにかかわらず、根拠史料を〔史料①〕〔史料②〕などとして提示していくことにする。

①……………琉球王国と高麗朝・朝鮮王朝との関係

本論に入る前に、前提として2点を確認しておきたい。

（1）琉朝関係の時期区分と偽使

まず琉球王国（中山国）と高麗朝・朝鮮王朝との関係を概観しておこう。田中健夫は、琉球と朝鮮（高麗朝・朝鮮王朝）との関係について、次の4期に区分して、図解をしている〔田中1975, 306～309頁〕。各期の西暦は筆者が加えたもので、また適宜、説明を加えている。

第1期、倭寇中心の時代（1389～1423年）

高麗末の辛昌王元年（1389）、中山王察度が高麗に玉之を派遣したのが最初である。同年8月、琉球国中山王察度は、初めて高麗に使節を派遣した。察度は、明皇帝あての外交文書である表を奉じて臣を称し、高麗が対馬島を伐ったことを聞いて、使節玉之を遣わしたという。そして被虜高麗人を送還し、硫黄・蘇木・胡椒を方物とした。玉之は、全羅道順天府に到来している（『高麗史』巻137、辛昌伝、辛昌元年8月条）。

この前年の2月、慶尚道元帥朴葳は、兵船100艘を率いて、対馬島を攻撃した。倭船300艘を焼き、沿岸の廬舎を焼きつくし、被虜高麗人の男女104人を探し出して還った（『高麗史』巻116、朴葳伝、巻137、辛昌伝、辛昌元年2月条、『高麗史節要』巻34、恭讓王元年2月条）。察度は、この情報を入手し、それが使節を送る理由だったと述べている。対馬に関する情報を知り得るような、九州北部～琉球間の交流があったことを意味している。そして玉之は、緊張関係のあった対馬－慶尚道のルートを避けて、全羅道ルートを選択したのである〔関2010, 100～101頁〕。

この時期は、琉球側による、倭寇によって拉致された朝鮮被虜人の送還が両国を結ぶ絆となっている。

田中は、この時期をさらに前後の2期に分けている。前期は、太宗18年（1418）までで、倭寇の存在を背景にして、琉球から朝鮮に直接使者を派遣している。後期は、世宗5年（1423）の通交を指すものだが、倭寇が両国の正常な通交を遮断し、また琉球国使を詐称する者がはじめて現れた。

書契・函書・客人（使節）がいずれも琉球のものではないという理由で、進上した土物（礼物）は朝鮮側に却けられた（『世宗実録』巻19, 5年正月丙戌〈4日〉条）。

第2期 対馬・九州人による通交中継時代（1429～1468年）

1429年は、中山王尚巴志が、山南（南山）を滅ぼし、三山を統一した年にあたる。

対馬や九州、特に博多の人が琉球の使節を務めたり、琉球人がこれらの人の船を利用したりして、朝鮮王朝に通交した時代である。また第1期に通交の名目とされていた被虜朝鮮人の送還が漂流朝鮮人の送還に変わり、大蔵経など仏典の求請も主要な通交目的となった。

第3期 偽琉球使の時代（1470～1494年）

1470年、金丸がクーデタを起こし、中山王に即位し、尚円と名乗った。第二尚氏の成立である。朝鮮王朝は成宗の治世（1470～1494）で、琉球国使を偽称する使者が偽文書を持参して通交した時代である。使者は、前代に続いて対馬・博多の人が多かった。だが偽使が所持した貨物には、琉球を中継した南海産（東南アジアなど）の物資が含まれていたことに、田中は注意を向けている。

第4期 直接通交の時代（1500年＝燕山君6年）

琉球は、第二尚氏の時代である。中継者や疎外者を排除した直接の使節であったが、船団乗員のなかで琉球人の占めた比率は低い。これが琉球使節にとっては最後の朝鮮訪問であった。

このように第2期・第3期には、琉球使節を名乗る偽使が登場している。橋本雄は、外交文書の様式から、使節の真偽が明確にわかることを指摘している〔橋本2005〕。第1期においては、文書様式は固まっておらず、高麗に使節を送った察度使は、表（表文）を使用している。初めて交渉をする高麗に受け入れられやすいように、中国皇帝あての文書様式である表を選んだものと考えられる。

第2期以降は、文書様式が定着する。橋本によれば、第2期は、朝鮮王朝と琉球とも咨（咨文）を採用している〔橋本2005, 96～98頁〕。

高橋公明によれば、琉球が、朝鮮王朝や東南アジア諸国に対して使用した咨は、正式には「平咨」と呼ばれるもので、二品以上の対等な官庁間で用いられる文書様式であった。具体的には、六部・都指揮使司間、都指揮使司・布政使司間で用いられた。また冊封を受けた国王と明の官庁との間でも、外交文書として使用された。朝鮮国王と咨を往復していたのは、礼部および遼東都指揮司（いずれも正二品）、琉球国中山王と咨を往復していたのは、礼部および福建布政使司（従二品）であった。したがって冊封された国王は、ほぼ正二品の官僚に准ずるものとして、明に位置づけられていた〔高橋1982, 82～84頁〕。琉球国中山王は、朝鮮国王と同じく正二品に准ずるため、二品以上の対等な官庁間で用いられる咨を使用したといえる。

ところが前述した第1期の世宗5年（1423）の使者が書契を持参するなど、偽使とみられる使節は書（書契）を持参しているのである。第2期後半では、世祖元年（1455年）の琉球国王尚泰久の使節道安、同4年の琉球国王尚泰久の使者吾羅沙也文が、書（書契）を持参している〔橋本2005, 97頁〕。第3期には、書（書契）の使用が定着する。書は（書契）は、朝鮮王朝と日本の間で使用され

る文書様式である。橋本は、本物の咨文を書契にすりかえたとか、最初から書契を偽造したとか、さまざまな可能性を考えるべきだとする〔橋本 2005, 104 頁〕。このすりかえ・偽造には博多商人が深く関与していると思われるが、橋本は、博多商人が、成宗 2 年（1471）、琉球王府とは独立に割印制を考案して朝鮮王朝と契約を結んだことを明らかにしている。その割印を用いて書契を偽作し、それにより、琉球王府と関わらなくとも使行を成り立たせたと推測している〔橋本 2005〕。

また田中は、琉球使節を博多・対馬商人が務めることを異例とみているが、岡本弘道は、「朝鮮向けの琉球使節については、「偽使」の他にも使節の正使を含めて日本商人に委託される場合が少なく」というように、むしろこのルートの特質とみている〔岡本 2010, 230 頁〕。岡本の理解を踏まえると、琉球の朝鮮・日本との交渉は、博多や対馬といった日本商人に委ねられており、明や東南アジアとの交渉を久米村の華人（中国系の人々）が担うことと棲み分けがなされていたと考えた方が適切である。次章以降で扱う朝鮮人漂流民、琉球人漂流民の送還については、博多や対馬の商人が担うことになる。

(2) 朝鮮王朝の日本・琉球情報

次に本稿で扱う漂流民の記録を残している朝鮮王朝の意図を確認しておく。

朝鮮王朝は、様々な機会を通じて、外交政策や個々の外交事案に対処するため、周辺諸国の情報を収集していた。中でも海東諸国すなわち日本や琉球に関する情報については、膨大な量を収集していた。

筆者は、15 世紀を中心に、朝鮮王朝の収集した日本情報の情報源について、かつて整理したことがある〔関 1999, 17～18 頁〕。それに琉球情報を加え、14 世紀末～16 世紀中期という時期で考えると、おおよそ次の 5 つの情報源が挙げられる。

①使節の見聞（伝聞情報を含む）

日本回礼使・日本通信使などとして日本に派遣された使節が、直接自ら見聞したもの。彼らが接触した日本人からの伝聞情報もある。帰朝後、朝鮮国王に報告する。

②日本・琉球からの外交文書

日本国王（足利将軍）や大内氏・宗氏、第一尚氏・第二尚氏などから送られた外交文書（国書や書契など）の中には、朝鮮国王に対する慶賀の他、日本国内や琉球国内の政治状況について触れているものがある。例えば、日本国王（足利将軍）の訃報、大内氏と少弐氏の対立、応仁・文明の乱などである。

もっとも中には、偽使がもたらした書契があり、記された情報が事実とは限らないという点に注意する必要がある。

③日本・琉球からの使者、向化倭人らの発言

日本や琉球の使者に対して、朝鮮国王や礼曹（外交を担当）などは日本の事情について細かく尋ねることがあった。また倭寇の襲撃や対馬との交渉においてトラブルがあった場合には、向化倭人

に尋ねて、情報を収集することが多かった。

④被虜人・漂流民の見聞

朝鮮に送還された被虜人・漂流民の見聞も重要な情報源であった。帰還した被虜人は、拘留されていた場（例えば、対馬）に関する情報（倭寇の事情など）を報告する場合があった。

また漂流民は、帰還後、漂着地または、朝鮮に送還される途上で観察したことなどについて報告している。朝鮮王朝は、彼ら（特に漂流民）を尋問をして詳細な情報を入手している。本稿では、この情報を扱う。

⑤日本から招来した文物・著作（地図など）

日本からもたらされた文物（例えば、刀剣・硫黄など）や著作も、日本を理解する上で、貴重な情報源といえるだろう。特に地図は重要な情報源であり、申叔舟の『海東諸国紀』にも掲載されている。

朝鮮王朝という国家のもとには、上のような多様な日本情報が集積されていたのである。このうち①～④は、『朝鮮王朝実録』に所載されている。

そして使節の日本での体験や、旅行中に詠んだ漢詩は著作にまとめられた。それは、使節本人、または、後年に使節の子孫が編纂する場合がある。

そうした著作が、宋希璟『老松堂日本行録』や申叔舟『海東諸国紀』である。特に申叔舟の『海東諸国紀』は、朝鮮王朝が収集した日本・琉球情報を集大成したものである。

②……………朝鮮人漂流民の送還記事 トカラ・奄美諸島

『朝鮮王朝実録』の朝鮮人漂流民の送還記事に移る。まずトカラ列島・奄美諸島に漂着した朝鮮人について検討したい。トカラ列島の臥蛇島に漂着した万年・丁禄（済州島人）の漂流記録を検討してみよう〔紙屋2013〕。①（1）で述べた田中健夫による時期区分では、第2期にあたる。

漂着から送還までは、次のような経緯をたどった。1450年12月、臥蛇島に漂着した。その後、奄美大島の笠利に10日間、滞在し、琉球人甘隣伊伯也によって、沖縄島に送られた。1453年3月、琉球国王尚金福の使である道安に連れられて富山浦に到着した。道安については、佐伯弘次の研究を参照されたい〔佐伯2003〕。

以下、根拠となる史料に即して、検討していこう。

【史料①】『端宗実録』巻5、元年（1453）3月戊辰（11日）条（【70】）

琉球国王使者道安到慶尚道富山浦、遣内贍寺尹鄭自濟宣慰、（下略）
（書き下し）

琉球国王使者道安慶尚道富山浦に到る。内贍寺尹鄭自濟を遣わして宣慰せしむ。

端宗元年3月11日、琉球国王尚金福の使者道安が、慶尚道富山浦（釜山浦）に到着した。道安は、大友殿管下の博多商人であり、朝鮮王朝から世祖元年（1455）に凶書を受け、世祖3年には護軍の職を受けている（申叔舟『海東諸国紀』日本国紀、筑前州）。琉球の使節を務めたのは今回が最初であり、これ以後さらに2度にわたって（1455年❶（1）で言及）・1457年）琉球の使節を務めている。

道安は、朝鮮人漂流民を朝鮮に送還している。このことは、〔史料②〕に見える。

〔史料②〕『端宗実録』巻6、元年（1453）4月辛亥（24日）条（〔71〕）

琉球国中山王尚金福使道安来献方物、其齋来咨文曰、「扨ト麻寧等告称、『朝鮮国人民、近年、因為辺海行船、遇遭大風、漂流海面、到於日本薩摩州七島嶼、船破、人浮登岸、彼本嶼人獲為奴用去、遇本国巡海官船見憐、将自奴四人換買前来』、為此参照、係干遠人、給恤衣糧外、窃念、卑国、自先祖王、契通貴国、至今多年、本欲遣使備船通送、奈欠諳曉海道之人、順有日本花島住州送礼来船、其船頭道安等回還、就便轉付、将ト麻寧・田皆二名前来、煩与口糧・脚力、給親完聚、」

（書き下し）（ ）内は、引用者による語注ないし読み方を示す（以下、同じ）。

琉球国中山王尚金福の使道安、来りて方物を献ず。その齋来せる咨文に曰く、「ト麻寧（朴万年）等の告称に扨るに、『朝鮮国人民、近年、辺海に行船するをなし、大風に遇遭するに因り、海面を漂流す。日本薩摩州の七島嶼に到り、船破れ、人浮かびて岸に登る。かの本嶼の人、獲て奴となし用（も）って去（ゆ）く。遇（たまたま）本国の巡海の官船見て憐みて、自らの奴四人を将（も）って換買して前来す』。このために参照するに、遠人に係干（かか）り、衣糧を給恤するの外、窃（ひそ）かに念（おも）うに、卑国（琉球国中山）、先祖王より、貴国（朝鮮王朝）に契通し、今に至ること多年なり。本より使を遣わし船を備えて通送せんと欲するも、奈んせん海道を諳曉するの人を欠く。日本花島（博多）住州（住吉）の送礼の来船ありて、その船頭道安等の回還するに順い、就便轉付して、ト麻寧・田皆の二名を将って前来す。煩（ねが）わくは口糧・脚力を与え、親に完聚を給わんことを」。

〔史料②〕のト麻寧の陳述からは、漂流民の処遇について読み取ることができる。「日本薩摩州の七島嶼」（トカラ列島。〔史料③〕によれば、そのうちの臥蛇島）に漂着したト麻寧（朴万年）らは、「本嶼」（臥蛇島）の人に捕らえられて「奴」とされて連れて行かれた。後述する〔史料③〕によれば、「加沙里島」に連れて行かれたとある。そこへ琉球国の巡海の官船に遭遇する。彼らを憐みて、自らの「奴」4人と交換・売買したという。奴の交換という形をとる人身売買が行われたことがわかる。

そして漂流民の朝鮮への送還にあたり、「海道を諳曉するの人」を欠いているため、日本の博多住吉から来た船の船頭道安に「回還」（送還）を依頼し、麻寧・田皆の2名を送還した。彼らに食料や人夫を与え、家族一同がそろうようにして欲しいと願っている。

佐伯弘次は「花島」を博多と解し、「送礼来船」という表現から、博多と琉球との日常的な交流を想定している〔佐伯2003、36頁〕。『朝鮮王朝実録琉球史料集成』訳注篇は、「花島住州」を「博多の

住吉か」と解し、住吉については申叔舟『海東諸国紀』「筑前州 小二殿」の「愁末要時（小二殿の管する所なり。博多の西南半里に在り、民居三百余戸なり）」を引用している。また「花島は博多の朝鮮音訳」と述べている〔池谷・内田・高瀬 2005, 92～93 頁, 注 (9)〕。住吉は旧博多部に位置し、この時期は大内氏の支配下にあった〔大庭・佐伯・菅波・田上編 2008, 24 頁 (堀本一繁執筆)〕。

道安は、『海東諸国紀』日本国紀、筑前州条に「大友殿管下」とある。佐伯弘次は「大友氏の領内に居住する者という意味で、具体的には、大友氏領博多息浜に住む息浜商人である」と解釈する。そして『海東諸国紀』の記述に基づき、今回の「琉球国使として朝鮮に遣使したことを契機として、朝鮮に通交するようになり、受図書人・受職人として通交した博多息浜商人であった」と説明している〔佐伯 2003, 34 頁〕。

「住州」を住吉として「花島住州」は「博多の住吉」と解すると、道安は、「博多住吉を拠点とし、琉球との間を往来する商船の船頭であった」ことになる。道安は、旧博多部を拠点としていたことになり、また琉球との間を往来する商船は、旧博多部に入港していたことになる。当該期、道安は、息浜と旧博多部の両方を拠点としていた可能性もある。この点はさらなる検討が必要であるが、解釈の一例として提示しておきたい。

さらに〔史料③〕には、詳細が記述されている。引用文は読みやすくするため、適宜、改行する。

【史料③】『端宗実録』卷6、元年（1453）5月丁卯（11日）条（【72】）

宴琉球国中山王使者道安于礼曹、礼曹録道安之言以啓、

「一、去庚午年、貴国人四名、漂泊于臥蛇島、島在琉球・薩摩之間、半属琉球、半属薩摩、故二名則薩摩人得之、二名則琉球国王弟、領兵征歧浦島而見之、買献国王、王置于闕内、厚加撫恤、（中略）

一、琉球国与薩摩和好、故博多人經薩摩往琉球者、未有阻碍、近年以来、不相和睦、尽行擄掠、故却從大洋迤邐而行、甚為艱苦、今我等出来時、商船二艘、亦被搶擄」、因示博多・薩摩・琉球相距地圖」、

又録漂流人万年・丁祿等所言以啓、

「一、庚午年十二月、我二人及石乙石・石今・徳万・康甫等六名、同乘一船、忽於海中遭風、漂到臥蛇島、康甫・徳万皆病死、島中居民、三十余戸、半属琉球、半属薩摩、島人率我二人、往水路三日程加沙里島、留十余日間、琉球国人甘隣伊伯也貴、因事到本島、見万年、帶歸于家、翼日詣闕、持白・青段子各二匹還家、即率我詣闕、意必買進我也、（中略）留三月間、琉球人完玉之又到加沙里島、用銅錢買丁祿、帶還、使喚、同里人来告万年、万年即告王、命万年、乘駟往其家、率来、用奴一人換使、因与同处、賜羅衣各二領、一日三時饋食、一時米二升、留三年間、道安等入帰、王曰、『常欲解送、然無知路人、汝其帶去、若朝鮮喜之、則諸处漂来朝鮮人等、亦皆刷還』、（下略）」

（書き下し）

琉球国中山王の使者道安を礼曹に宴す。礼曹、道安の言を録して以って啓す。

「一、去る庚午年（1450年）、貴国人四名、臥蛇島に漂泊す。島は琉球・薩摩の間に在り。半ば

琉球に属し、半ば薩摩に属す。故に二名は則ち薩摩の人、これを得。二名は則ち琉球国王の弟（尚泰久）、兵を領して歧浦島（喜界島）を征してこれを見、買いて国王に献ず。王、闕内に置き、厚く撫恤を加う。（中略）

一、琉球国は薩摩と和好す。故に博多の人の薩摩を経て琉球に往く者、未だ阻碍あらず。近年以来、相い和睦せず。尽く擄掠を行う。故に却（かえ）って大洋に従い迤邐（曲がりくねって連なるさま）して行く。甚だ艱苦となす。今我等出来の時、商船二艘も亦擄奪せらる」。因りて博多・薩摩・琉球相い距つる地図を示す。

又、漂流人万年・丁禄等の言う所を録して以て啓す。

「一、庚午年十二月、我ら二人及び石乙石・石今・徳万・康甫等六名、一船に同乗するに、忽ち海中に於いて風に遭い、臥蛇島に漂到す。康甫・徳万、皆病死す。島中の居民は三十余戸、半ば琉球に属し、半ば薩摩に属す。島人、我ら二人を率い、水路にして三日程の加沙里島（奄美大島の笠利）に往き、留ること十余日間、琉球国の人甘隣伊伯也貴、事に因りて本島に到り、万年を見、帯して家に帰る。翼日（翌日）闕に詣（いた）り、白・青段子各二匹を持ちて家に還り、即ち我を率いて闕に詣る。意うに必ず我を買進せるならん。（中略）留ること三月の間、琉球の人完玉之、又加沙里島に到り、銅銭を用って丁禄を買い、帯して還り、使喚す。同里の人、来りて万年に告ぐ。万年、即ち王に告ぐるに、万年に命じて、乗駟してその家に往き率来す。奴一人を用って換使せしむ。因りて与に同処す。羅衣各二領を賜い、一日に三時の饋食にて、一時に米二升なり。留ること三年の間、道安等入帰す。王曰く、『常に解送せんと欲す。然れども路を知る人無し。汝それ带去せよ。若し朝鮮これを喜ばば、則ち諸処に漂来せる朝鮮の人等も亦皆刷還せん』と。（下略）」

琉球国中山王尚金福の使者道安は、礼曹に対して、次のように説明している。

庚午年（1450）、朝鮮人4名が臥蛇島に漂泊した。同島は、琉球・薩摩（島津氏）の間（境界）にあり、半分は琉球、半分は薩摩に属するという状態であった。そのため漂着した朝鮮人4人のうち、2人は薩摩の人が、他の2人（万年・丁禄）は、琉球国王が得るというように、漂流民が折半されている。村井章介は、境界の両属性をクリアに示すものと評価している〔村井1988, 120頁〕。

この2名を得たのは、琉球国王尚金福の弟である尚泰久とある。泰久は、兵を率いて、歧浦島（喜界島）を征服した。その際、2名を見て、彼らを購入して尚金福に献じた。金福は、彼らを闕内に置いて、厚く撫恤を加えた。しかし漂流民万年・丁禄らの証言記録によれば、尚泰久が喜界島で購入したのは万年1人である（後述）。

次に琉球国と薩摩との関係について述べられている。もともと琉球国は薩摩（島津氏）と親しくしており、そのため、博多の人で、薩摩を経て琉球に往く者が妨害されることはなかった。ところが近年、琉球と薩摩（島津氏）とが対立するようになり、薩摩が博多商船に対してことごとく擄掠を行うようになった〔佐伯2003, 37頁の解釈による〕。そのため大洋に従って航海するようになり、大変な苦難となった。

「故に却って大洋に従い迤邐して行く」について、『朝鮮王朝実録琉球史料集成』訳注篇は、「従来のように九州西海岸沿いに北上することができず、大洋を迂回して行くことを示す」と説明してい

る。そして申叔舟『海東諸国紀』所収の「日本国西海道九州之図」に示された、奄美大島から博多への航路のうち、「黒島・宇治群島・甌島列島の外側を通って博多に至るもの」とする〔池谷・内田・高瀬 2005, 96～97頁, 注(10)〕。

今、道安らが出来した時、(琉球側に)商船2艘も同様に擄奪されたという。この説明に際して、道安は、「博多・薩摩・琉球相い距つる地図」を図示している。

この「博多・薩摩・琉球相い距つる地図」は、申叔舟『海東諸国紀』に所収された日本国・琉球国の2枚の絵図の原図である〔中村 1965, 360～367頁〕。道安が使用した海図だったと考えられる。

次に漂流民万年・丁禄らの証言記録が掲げられ、漂着から送還に至る詳細が述べられている。〔史料③〕の引用は、トカラ列島および奄美諸島の箇所のみを掲出した。彼らの証言をみておこう。

庚午年(1450)12月、万年・丁禄ら2人および石乙石・石今・徳万・康甫らの計6名が、1船に同乗したところ、たちまち海中に於いて風に遭い、臥蛇島に漂着した。康甫と徳万は、ともに病死した。万年・丁禄らは、臥蛇島について、居民は30余戸で、半ばは琉球に属し、半ばは薩摩に属していると証言している。

臥蛇島の島人は2人を率いて、水路で3日程の「加沙里島」に向かった。「加沙里島」は、奄美大島の笠利を指しているものとみられる。その地に留ること10日余りの間に、琉球国の人「甘隣伊伯也貴」が本島に到り、万年を見て、沖縄島の自宅に連れて帰った。「甘隣伊伯也貴」は、道安の言にみえる、中山王の弟尚泰久の呼称ではなかろうか〔池谷・内田・高瀬 2005, 97頁, 注(15)〕。

翌日、「甘隣伊伯也貴」は、国王の闕(首里城)に参り、白段子・青段子各々2匹を持って家に帰ってきた。改めて万年を率いて闕に参った。万年は、中山王が、白段子・青段子各々2匹で彼を買入れたのではないかと推測している。

引用文の中略部分では、中山王尚金福と万年とのやり取りなどを述べている。中山王は、万年に「火筒」を学ぶことを勧め、火筒の3人と同じ処に彼を置いた。万年は、その1人が芋庫に入って芋を盗んだことを目撃し、そのことを「管事の人」を通じて中山王に奏上した。中山王は、「朝鮮の人は、老实(実直)だ」として、鉄物・段子・香木・銅銭が所蔵されている倉庫を、万年に看守させた。

再び引用文に戻ろう。笠利に留ること3ヶ月の間に、琉球の人完玉之が、同地に到り、銅銭と引き換えに、丁禄を購入して連れて帰って使役した。笠利の人が、沖縄島にいる万年のもとを訪れて、このことを告げた。万年が、すぐに中山王に告げたところ、王は、万年に命じて、早馬を遣わして、完玉之の家に往かせて、丁禄を連れてこさせた。その際、丁禄と奴1人を交換させた。こうして万年と丁禄は、同所で暮らすことになった。中山王は、羅衣を各々に2領づつ賜い、1日に3度食事を与えた。1度につき、米2升を与えた。

沖縄島(首里城)に留ること3年の間、道安らが首里に来航した。中山王は、道安に対して、「いつも彼らを朝鮮に送還しようと思っていたのだが、あいにく朝鮮までの航路を知る者がいなかった。そこで汝が、彼らを連れて行ってくれないだろうか。もし朝鮮がこの送還を喜ぶのならば、所々に漂着する朝鮮の人らも皆送還しよう」と話した。この箇所は、〔史料②〕の琉球国中山王尚金福の咨文の記述とも呼応する。

以上、〔史料②〕・〔史料③〕について検討してきた。史料の背景を考えると、次のようなことが指

摘できるだろう。

- (1) トカラ列島の臥蛇島について、島の様子と、その帰属とが述べられている。同島は、琉球・薩摩の間（境界）にあり、半分は琉球、半分は薩摩に属するという状態であった。ただしこれは、琉球・薩摩（島津氏）との間で良好な関係にあることを前提にしたものであった。〔史料③〕の道安が琉球（沖縄島）に来航した時期は、両者が激しく対立していた。そのため薩摩を経て琉球に向かう博多商人の商船も、拿捕されてしまった。
- (2) 琉球と薩摩との対立の背景には、1450年、中山王尚金福の弟である尚泰久が、喜界島に出兵したことにあると考えられる。トカラ列島および奄美諸島では、琉球・薩摩間の軍事的緊張が存在していた。

尚、1466年、琉球国中山王尚徳が「鬼界島」（喜界島）に親征したことが、近世に編纂された『中山世鑑』巻3、『中山世譜』（沖縄県所蔵康熙40年序本）巻之3、『球陽』巻之2、『琉球国由来記』巻3 典制門、『琉球神道記』巻第5などにみえる〔石上2014, 37～62頁〕。右の書に共通してみられる記述は、それまでの征討の効果がなく、喜界島の住民が叛旗を翻している様である。この記述は、琉球国中山王による喜界島支配の実態—統治の困難さと、住民の反発—を反映したものと考えられる。

- (3) 朝鮮人漂流人の扱いについてみると、〔史料②〕と〔史料③〕とでは記述が異なるものの、彼らが売買されている点は共通している。漂流人は商品であり、購入主（奴隷主）のもとで奴として使役された。トカラ列島や奄美諸島・琉球諸島において人身売買が行われている様子がうかがえる。

琉球国中山王に保護された万年は、その実直さが認められて、倉庫の管理を任されている。尚金福の対応は、朝鮮王朝との関係を考慮したものと思われるが、朝鮮への送還を前に漂流民は、羅衣を与えられ、日々の食事を支給されるなど、丁寧な扱いを受けているのである。

③……………朝鮮人漂流民の送還記事 先島（宮古・八重山諸島）

次に先島（宮古・八重山諸島）に漂着した朝鮮人漂流民の記事を検討してみよう。送還の事例は、2つある。

(1) 肖得誠・梁成（羅州人）の漂流記録

肖得誠・梁成は、朝鮮全羅道の羅州の人である。羅州を発したところ、宮古島に漂着した。沖縄島を経て、朝鮮に送還された。尚、①(1)で述べた田中健夫による時期区分では、第2期にあたる。

本稿では、宮古島に関する部分のみを〔史料④〕として引用しよう。

〔史料④〕『世祖実録』巻27、8年（1462）2月辛巳（16日）条（〔125〕）

（上略）肖得誠等八人、今年正月二十四日、羅州発船、二月初四日、漂到琉球国弥阿槐島、島人

載酒肉来饋、引留此島、島人輪辦供給、島長二息、広一息許、二月大麦已收刈、小麦皆熟、瓜
茄亦已結実、至四月十六日、附趁琉球国商船、本月二十七日、到本国、国王於宮内南行廊接置、
日日召見厚饋、七月六日發還、(中略)

一、初到弥抄槐島〔弥阿槐島〕、本島人与隣近屈伊麻島・日南浦島・時麻子島・于甘島、五島人
民互相往来飲酒、每相往時、必請肖得誠等厚慰之、

(書き下し)

肖得誠等八人、今年正月二十四日、羅州より發船し、二月初四日、琉球国弥阿槐島(宮古島)
に漂到す。島人、酒肉を載せ来りて饋し、この島に引き留む。島人、輪辦して供給す。島は長
さ二息、広さ一息許り。二月、大麦已に收め刈り、小麦皆熟し、瓜・茄も亦已に結実す。四月
十六日に至り、琉球国の商船に附趁して、本月二十七日、本国に到る。国王(尚徳)、宮内の南
の行廊に接置し、日日召見して厚く饋す。七月六日、發還す。(中略)

一、初め弥抄槐島(弥阿槐島・宮古島)に到るに、本島の人と隣近の屈伊麻島(来間島)・日南
浦島(伊良部島)・時麻子島(下地島)・于甘島(大神島)、五島の人民互相に往来し飲酒す。相
い往く時毎に、必ず肖得誠等を請して厚くこれを慰む。

〔史料④〕によれば、彼らは、次のような行程をたどった。

1461年正月24日、肖得誠ら8人、羅州を出発する。

2月4日 肖得誠ら、宮古島に漂着する。

4月16日 琉球国の商船に附趁して、宮古島を出発する。

4月27日 沖縄島に到着する。

この後、琉球国王尚徳、宮内の南の行廊に彼らを安置し、日々召見して厚くもてなす。

7月6日 沖縄島を出発し、帰国した。

ここで注目したいのは、琉球国の商船に附趁(ついでに乗ること)して、宮古島から沖縄島に向
かったことである。宮古島と沖縄島の間を商船が往来していたことがわかる。それとともに、(2)
でも言及するように、先島から沖縄島へ朝鮮人漂流人を運ぶ際に、琉球王国の船(公的な船)では
なく、商船が利用されていることに注意したい。この点は、次の(2)の事例において、さらに検討
したい。

また宮古島の様子について、言及されている。同島に漂着した肖得誠らに対し、島人は、酒肉を
載せてきてもてなし、同島に引き留めた。島人は、交替で食糧を供給する務め(「辦」〈ハン、ベン〉
は、つとめる意)を行った。島の長さは2息、広さは1息ほどであった。2月の時点では、大麦は
既に収穫が終わっており、小麦がみな熟しており、瓜と茄の実もなっていた。

宮古島の人々と、近隣の来間島・伊良部島・下地島・大神島の島の人々は、相互に往来して飲酒
をともしるといふ付き合いがあった。往来の度ごとに、必ず肖得誠らを招待して、厚くもてなし
ている。

尚、引用史料の中略部分には、琉球国王(中山王)とその子、宮殿(首里城)、沖縄島の習俗など
が記されている。

(2) 金非衣ら（済州島人）の漂流記録

冒頭でも述べたように、この記録は最も著名なもので、特に〔史料⑦〕は、長文であり、その内容も豊富である。第二尚氏時代のことで、❶(1)で述べた田中健夫による時期区分では、第3期にあたる。この事例については、伊波普猷以来、数多くの先行研究があるため、本稿では留意すべき点をあげるに留めたい。

根拠となる史料は、次の3つである。史料原文の紹介は省略し、記事の構成について述べておきたい。

【史料⑤】『成宗実録』巻104, 10年(1479)5月辛未(16日)条(【177】)

宣慰使李則の馳啓を引用している。そこではまず、琉球国の使臣である上官人(正使)の新時羅(新四郎)、副官人(副使)三未三甫羅(左衛門三郎)、押物の要時羅・也而羅、船主の皮古仇羅(彦九郎)および伴従人・格人ら、合わせて219人が、済州漂流民の金非乙介・姜茂・李正らを3船に分騎して、同年5月3日に塩浦に到ったことを述べている。そして上官人(正使)の新時羅の発言と、金非乙介・姜茂・李正の発言を引用している。

【史料⑥】『成宗実録』巻104, 10年(1479)5月壬申(17日)条(【178】)

成宗から済州敬差官南季堂へ下した書を引用している。

【史料⑦】『成宗実録』巻105, 10年(1479)6月乙未(10日)条(【179】)

琉球より送還された済州漂流民金非衣・姜茂・李正ら3人から、弘文館が聴取した内容を成宗に報告したものである。漂流の次第、漂着した琉球の様子、帰国に至る事情、経由した九州の状況などが記されている。

上の史料によれば、金非衣らは、次のような行程をたどった。

1477年2月1日、済州人の金非乙介(金非衣)・姜茂・李正・玄世守・李青密・金得山・梁成・石伊・曹恠奉らは、進上する柑子を運ぶため、「鼻居刀船」(全羅道・慶尚道で使用する、軽捷さを特色とする船)に乗って、出帆した。ところが楸子島に至ったところで逆風に遭い、西に向かって漂流した。その後、南に向かって漂流した(〔史料⑤〕は第7日、〔史料⑦〕は第9日)。第11日、金得山は飢えて病死した。第14日の朝、ある島に漂着しようとする際に船が壊れ、玄世守・梁成・石伊・李青密・曹恠奉らは溺死してしまった。金非衣・姜茂・李右の3人は、1枚の板にすがって漂流していたところ、漁船2隻(各々4人が乗船)に救助され、水上の幕(水辺の仮小屋)において、漁民から食糧を与えてもらった。

漂着した島は、「閩伊是磨」(与那国島)であった。そこで半年ほど過ごした後、島伝いで沖縄島に送られた。7月29日、与那国島を出発して、まず西表島に送られた。そこで5ヶ月ほど滞在した後、波照間島、新城島、黒島、多良間島、伊良部島、宮古島へと順々に送られた。それぞれの島で1ヶ月ほど滞在した後、沖縄島的那覇に送られた。

彼らは、3ヶ月ほど、那覇に滞在した。琉球国王は、第二尚氏王朝の基礎を固めた尚真である。尚真は、貿易のために那覇を訪れていた博多商人の新四郎に、朝鮮への送還を託した。

新四郎は、1478年7月28日、沖縄島を出発し薩摩国に向かった。薩摩国から肥後国高瀬津に入る。そこからは陸路で、博多に入った。

その後、博多を出発し、志賀島、壱岐島、対馬島曾浦を經由して、1479年5月3日、三浦の1つである塩浦に到着した。朝鮮国王成宗は、彼らの語る諸島の風俗が珍しいとして、弘文館にその発言を記録させ、報告させた。その記録が〔史料⑦〕に引用されているのである。

以上、〔史料⑤〕〔史料⑥〕〔史料⑦〕の概要を紹介してきた。以下では、3つの論点について考察していきたい。

第一に、漂流記録の読み方についてである。

先学の指摘するように、漂流民の観察は詳細かつ的確である。最近でも、村井章介が、〔史料⑦〕の陳述である「金陳述」を「たぐいまれな観察」と評している〔村井2019, 159頁〕。

漂流記録の特徴や漂流民について、小林茂は、次のように述べている。

その場合、島民とのあいだで言語が充分に通じず、この記載は視覚的な観察によるものを主体としている点は否定できない。さらにいえば、この記載は、外国人によるエティックな傾向（文化を外側からみる視点）のつよい観察にもとづいている、ということにもなる。しかし、視覚的な観察による、エティックな記載を主にしてからこそ、物質文化のほか、景観や土地利用について、この記録から多くの情報をひきだすことができるわけである。物質文化に集中した、伊波普猷氏の分析も、これをよく示している。

もちろんこの場合、報告をうけた朝鮮側の琉球の「奇異」な風俗に対する関心を見捨てることできない。このために宮廷は、「弘文館」に命じて彼らの見聞を記録させたわけである。しかし同時に、朝鮮の官吏に対し、各島で観察したことについて、これだけの報告ができるのは、滞在期間のながさにくわえ、報告者がかなりの観察眼と記憶力をそなえていたことを想像させる。これは、つぎに分析する、各島の地形や土地利用に関する記録においてもうかがわれ、漂流者がどのような人物であったかは、関心の引かれるところである。

漂流者の人物をうかがわせる記載は、この記録にはほとんどあらわれない。しかし、濟州島からの航海が、公的な性格をおびた用務であったこと、さらには与那国島の住民が文字を解さないと報告していることからすると、漂流者のなかには、こうした用務にたえ、さらに読み書きが可能なものがいたことは確実である。また、航海への出発など、重要なことが発生した日付を明確に示している点からすれば、暦についても明確な意識をもっていたと考えられる。これらの点から、漂流者の知識レベルは高かったとみてさしつかえないだろう。

[小林1996, 164～165頁]

小林は、「報告をうけた朝鮮側の琉球の「奇異」な風俗に対する関心を見捨てることできない」としつつも、「視覚的な観察による、エティックな記載を主にしてからこそ、物質文化のほか、

景観や土地利用について、この記録から多くの情報がひきだすことができる」というように本報告の史料としての価値について述べている。

また漂流民が詳細な報告ができた要因として、「滞在期間のながさにくわえ、報告者がかなりの観察眼と記憶力をそなえていた」と指摘する。そして漂流者に、「読み書きが可能なものがいたことは確実であり、「暦についても明確な意識をもっていたと考えられ」、「漂流者の知識レベルは高かった」とする。

小林の指摘の通り、本報告の史料価値の高さは、疑うべくもない。しかしその読み方については注意が必要だろう。

従来の研究では、ともすれば漂流民の生の証言のように理解されがちであった。確かに〔史料⑦〕には、「上（成宗）、弘文館をして、その言を書して以て啓せしむ」とある。しかし、その記録は、彼らの発言そのものではなく、弘文館が聴取した内容を整理したものともみべきである。漂流民自身が基になる記録をとっていたわけではなく、あくまでも彼らの記憶に拠っている。濟州島を出発して、朝鮮に帰国するまで1年半もの経験のすべてを正確に記憶できるはずはなく、そこには記憶違いも相当数含まれていると考えるべきである。

またしばしば引用される、各島の習俗や自然に関する箇所は、「一、島人の容貌は我が国と同じ」「一、専ら稲米を用う。粟ありと雖も種うるを喜ばず」（いずれも与那国島）というような箇条書き（一つ書き）になっており、質問への応答の体裁を取っている。これも漂流民の発言そのままではなく、弘文館の担当者が、聴取内容を整理したものとみた方がよいであろう。漂着地である与那国島の記述が詳細であるが、おそらく弘文館の担当者が、まず最初の漂着地について丹念に尋問したことを反映したものではなかろうか。

右の点を踏まえれば、漂流人の記録には不正確ないし誤っている箇所や、内容の偏りがあるとみることがある。各島の習俗や自然については、全島にわたるような網羅的な調査に基づくものではなく、この記録から落ちている情報もかなり存在するのだと考えるべきであろう。したがって、例えば、得能壽美が次のように整理した、従来の議論は再検討の必要がある。

（前略）そこでは、与那国島は「俗無酋長」とされ、護送者が護送されたルートにあたる八重山や宮古などの島々でも、「酋長」の存在は特記されない。これはたいへん不思議なことで、前節でみてきたように、この時期すでに「酋長」的存在＝群雄が八重山や宮古にいたといわれ、漂流記の1477年の23年後、1500年（弘治13）にはアカハチ事件が勃発しているのである。

漂流民の前に「酋長」が姿を見せなかったというみかたもあるが、各島での滞在はそれぞれ長期におよんでおり、住民の生活をつぶさに報告していることなどから、隠すことは難しかったのではないだろうか。また、隠す必要性も感じられない。あるいは、漂流民の目には「酋長」と映らなかったのかもしれない。いずれにしても、「覇を争う」ような存在や、島嶼間の交易などに影響をおよぼすようなリーダー的な存在は、ないとされている。

[得能2011, 100頁]

「酋長」の語は、聴取者である弘文館の官人の認識が反映されているとみることがある。得能の

いう「[酋長]的存在」と「群雄」とが一致するののかについては、検討する必要がある。朝鮮王朝の地方官僚が、念頭にあった可能性がある。また「八重山や宮古などの島々でも、「酋長」の存在は特記されない」からとって、「[覇を争う]ような存在や、島嶼間の交易などに影響をおよぼすようなリーダー的な存在は、ない」とまではいえない。弘文館の聴取や、証言の整理をする過程で、たまたま記述がなかったことも考えられる。したがって記述がないことは、「たいへん不思議なこと」ではない。得能の指摘した通り、「漂流民の前に「酋長」が姿を見せなかった」という可能性もある。

上記を踏まえれば、金非乙介らの陳述を鵜呑みにしてはならず、様々な観点からの史料批判を必要としている。残念ながら、この記述と直接対照し得る文献史料は現存しないものの、考古資料から検証することは可能である。与那国島の見聞に関しては、考古資料との突き合わせが行われている。

安里嗣淳によれば、漂流民が与那国島に漂着、滞在した1477年の頃には、ドナンバラ村や田崎遺跡、島仲村跡などが存在していた。安里は半年間の滞在のなかで、彼らがドナンバラ村にも滞在した、あるいは訪問したのではないかとしている。水田の口述があるのは、ドナンバラ村の丘をとりまく田園を含むのではないかという。牛耕の証言に対しては、若干の牛骨が伴出している。「釜鼎・匙・筋・盤盂・磁・瓦器無し。土を^{まる}埴めて鼎を作り、日に曝してこれを乾かし、熏ずるに藁火を以てす」とあるように「磁器はなく、土器を作り使用している」という記述に対し、「中国陶磁器片が比較的多く出土している」として疑問を呈している〔以上、安里2013、98～99頁〕。

同様に金武正紀は、〔史料⑦〕の与那国島の記述の9箇所について、考古資料で検証している〔金武2013、122～123頁〕。以下の①～⑨は、金武による番号である。引用史料は、適宜、引用箇所や読みを変えた。尚、④と⑨は、金武自身が不明としているので、省略する。

- ①「人家、島を環りて居る。周囲は二日程ばかり。島人は男女百余名なり」については、「慶田崎遺跡から時計廻りで見ると、トゥグル遺跡、祖納遺跡、浦野遺跡、与那原遺跡、西真嘉遺跡、上里遺跡、伝サガトゥム村、と確かに島を一周する形で人が住んでいたのであり、漂流民の記録と符合する。また、住民が百余人とあり、各集落とも小集落であったと考えられる」と述べる。
- ②「草を刈りて廬を海浜に結び、俺等をもって住せしむ」「留ること七日、人家に移置す」については、「海浜に茅葺きの仮小屋を建てて住ませた」場所として、天然の漁港のある久部良をあげている。金武は、漂流人は、7日後に慶田崎村に移されたと考えている。
- ③「釜鼎・匙・筋・盤盂・磁・瓦器無し。土を埴めて鼎を作り、日に曝してこれを乾かし、熏ずるに藁火を以てす。炊飯すること五、六日にして^{すなわ}輒ち破裂す」のうち、「磁・瓦器無し」については、「中国陶磁器が多く出土していることから、陶磁器は彼等に使用させなかったのか、あるいは彼等の見落としなのか」と述べる。「土を埴めて鼎を作り」から、土器鍋が使われたことがわかり、「遺跡から多くの土器鍋が出土することと符合する」と判断している。(④は、省略する。)
- ⑤「その居は、率ね一室を作り、房奥に^{こゆう}戸牖無し」「居る所の室の前に、別に樓庫を立て、以て收むる所の^か禾を貯う」(「戸牖」は戸と窓、「禾」は稲)について、14世紀の建物については、竹富島新里村西遺跡で検出された数棟を、類例として挙げています。
- ⑥「麻・木綿無し。亦蚕を養わず。ただ苧を織りて布を為る」については、「慶田崎遺跡で紡錘車が

出土したことで、当時与那国島でも布を織っていたことが証明され、この記録は、「それが苧麻の織物であったこと」を示しているとする。現在の八重山上布は、苧麻の織物である。

- ⑦「家に鼠あり。牛・鶏・猫を畜す。牛・鶏の肉を食せず。死すれば則ち輒ちこれを埋む。俺等云ふ、『牛・鶏の肉は食すべし。埋むべからず』と。島人、唾してこれを晒^{わら}う」に関して、「慶田崎遺跡でも与那原遺跡でも牛肉が食料残滓として出土しており、牛肉は確実に食べたと考えられる」と述べる。「死んだ牛や鶏の肉」を食べないという記述について、戦後の沖縄でも、「死んだ牛や豚は疫病で死んだということで、砂丘に埋めていた」ことを指摘する。
- ⑧「鉄冶あり。しかれども耒耜^{らいし}を造らず。小鍬^{すき}を用いて田を剔り草を去りて粟を種う」（「耒耜」は、すき。）について、「与那原遺跡では鉄滓やふいごの羽口が出土し」、「鍛冶で鉄製農具のヘラや鎌を作っていたと考えられる」ので符合すると述べている。（⑨は、省略する。）

以上見てきたように、金武は、考古学の調査に基づく情報との一致点と相違点を指摘している。漂流記録をそのまま事実として考えるのではなく、今後も類例を含めた検討が必要である。

第二に、漂流民を沖縄島へ送還する方法についてである。従来は、とすれば、琉球王府の命を受けた公的な船によって、与那国島から沖縄島に運ばれたように理解されるきらいがあった。しかし漂流記録には、そのような記述はない。そもそも与那国島に漂着したことを首里王府がどのように知ることができたのだろうか。与那国島から王府に使者を送って漂着について報告した形跡はみられない。

実際には、民間船によって、与那国島からりレー式に沖縄島に送還された。最近の村井章介の分析 [村井 2019] に基づいて、改めて検討しておきたい。[史料⑦] に基づいて、送還の経緯を確認しておこう。

1477年2月に与那国島に漂着した朝鮮人漂流民は、島人の手厚い世話を受けて6カ月ほど滞在した。7月晦日、南風を待ち、与那国島人13名が乗る船に同乗して一昼夜半をかけて、西表島に至った。護送の者は、8、9日ほど滞在した後、与那国島に帰っていった。

西表島に5カ月滞在した後、12月晦日、南風を待ち、西表島の島人5名とともに「一小船」に乗り、一昼で波照間島に至った。

波照間島に1カ月留まった後、南風を待ち、波照間島の島人5名とともに「一小船」に乗り、一昼で新城島へ至った。護送の人は、翌日本島に帰った。

新城島に1カ月留まった後、南風を待ち、新城島の島人5名とともに「小船」に乗り、一昼で黒島に至った。護送の人は、翌日本島に帰った。

黒島に1カ月留まった後、南風を待ち、黒島の島人8名とともに「一船」に乗り、一昼夜半で多良間島へ至った。

多良間島に1カ月留まった後、南風を待ち、多良間島の島人5名とともに「小船」に乗り、一昼で伊良部島に至った。護送の人は、翌日本島に帰った。

伊良部島に1カ月留まった後、南風を待ち、伊良部島の島人5名とともに「小船」に乗り、一昼で宮古島に至った。護送の人は、翌日本島に帰った。

宮古島に1カ月留まった後、南風を待ち、宮古島の島人15名とともに「一船」に乗り、二昼夜半

で「琉球国」（沖縄島）に至った。「海勢洶湧として、波濤險悪なり。島人も亦皆病暈す」とある。波が激しいため、島人も船に酔ってしまった。

以上、〔史料⑦〕の記述に基づき、リレー式送還の経緯を、現代語訳で示した。記述のパターンが基本的に同一であることがわかる。漂流記録が、朝鮮王朝の官人の手によって整理されたものであることをうかがわせる。

村井は、次のように述べている。

このリレー式送還は、担い手は民間人で、しかもきわめて悠長ではあるが、それなりに古琉球の国家システムの性格を備えていた。船乗りたちは「護送人」とよばれ、宮古島人以外はかならず到着の翌日引き返している。宮古島人については、国王から褒賞として青紅綿布と酒食が与えられ、ひと月逗留ののち島へ還っていった。このように、往来する船は人・物・情報を運ぶ公的メディアとして機能していた。〔村井2019, 160～161頁〕

これらの船は、漂流人を護送するのみではなく、送還先の島の人々と交易を行った可能性がある。(1)の事例では、宮古島と沖縄島の間を往来していた「琉球国の商船」に乗せられて、漂流人は宮古島から沖縄島に送られた。(2)のリレー式送還で使用された船は、漂流人を送還するために新たに用意されたというよりは、「商船」に乗船させた可能性があるのではなからうか。もしそのような想定が可能ならば、各島とも共通して「1カ月留まった後」とあるのは、それぞれ交易を行う「商船」を派遣する頻度を示しているとの解釈も可能だろう。漂流人は、そうした一種の「定期船」に同乗して送還されたのではなからうか。

第三に、諸島間のネットワークについてである。

まず各島の農業、特に稲作について〔史料⑦〕に基づき確認しておこう〔佐々木2003〕。

金非衣らが最初に上陸した与那国島では「専ら稲米を用う。粟ありと雖も種うるを喜ばず」とあり、稲作が主要な食糧生産の手段であった。同じように西表島では、「稲と粟とを用う。粟は稲の三分の一に居（あた）る」と述べ、水稻作が卓越していたことを示している。

これに対し、この両島を除く八重山諸島の島々では、いずれも「黍（きび）・粟・牟麦（むぎ）あり。水田無し。稲米は所乃島（西表島）より貿易す」（波照間島）とあるように、ほとんど畑作に依存していたとみられる。多良間島も「稲無し」とあり、伊良部島になると「稲は、麩麥の十分の一に居る」と記されている。宮古島でも「稲・黍・粟・牟麦あり」というように稲と他の作物が併記されており、水稻の栽培量は多かったとは考えられない。

このように与那国島と西表島では水稻耕作が普及していたのに対し、他は畑作を主としたとみられる。

では、諸島の住民に米の需要がなかったのかというと、そうではない。米を栽培していない島々は、他島から米を購入している。右でみたように波照間島の住民は、西表島に行き、米を購入している。新城島と黒島の住民も、同様に米を西表島から購入している。

同様に他島からの購入物には、材木がある。与那国島・西表島には山に材木が多く、伊良部島・

宮古島（雑木）にもあるが、波照間島・新城島・黒島・多良間島にはない。西表島では、輪載して、他島に「質売」していた。波照間島では、家を造る際には西表島から材木を取ってこれを作っている。多良間島は、西表島ないしは伊良部島から材木を取っている。

このような米・材木を中心とする西表島と他の島々のネットワークについては、高崎彰が作成し、崎山直によって加筆された地図〔崎山 1973, 68 頁。得能 2007, 39 頁にも引用〕がよく知られている。崎山は、同地図からみえる関係を「“島社会共同体”間における利害関係」という〔崎山 1973, 67 頁〕。

冒頭で述べたように、このネットワーク論を進展させたのが、得能壽美である。先行研究を踏まえた上で、得能が問題にしたのは、西表島を産地とする米の「質売」「貿易」についてである。これを遠距離通耕と関連づける見方の妥当性に関わるものである。

得能によれば、2つの見解が存在する。1つは、植松明石の見解である。植松は、「新城島は上地、下地ともに野国島」（飲料水さえ天水に頼る島、引用者注）「で、昔から無病地（マラリヤがない）として知られる蚊もすまない位水の乏しい島である。だから稲は出来ない。主生業は畑作を中心とし西表島東部へ出作りの稲作を兼ねる農業であった」とする。そして〔史料⑦〕の新城島の記述に言及した上で、「新城島では当時稲作がおこなわれずソナイ島に行き米を買うとある。ソナイ島とは西表島をさすが、はたして買って来たのかどうか。出作りしていた米を持って来るのが考えられるからである」という〔植松 1974, 38 頁〕。植松は、近世において、西表島東部へ水稲出作りを行っていた（通耕）ことを、15 世紀にまで遡って考えているのである。植松は「もともと稲作民であった人々が、たまたま野国島に住むようになったために、依然として荒海を渡って稲作を継続しようとした」という考え方に言及し、「そうだとすれば前にあげた朝鮮人南島漂流記中の新城島の人々は、当時西表島に稲の出作りをしていてもよいことになる」と述べる〔植松 1974, 39 頁〕。

だが右の植松の見解は、稲作中心の見方である。植松が想定した「もともと稲作民であった人々が、たまたま野国島に住むようになった」という見方は、そもそも無理があるのではないだろうか。ましてや「依然として荒海を渡って稲作を継続しようとした」というのは、容易に実現し得るものではないであろう。

その点では、もう1つの、遠距離通耕について検討した、浮田典良の見解が妥当だと思われる。浮田は、「なお、遠距離通耕がいつから始まったか、正確なことはもちろんわからない」とし、〔史料⑦〕に言及する。そして「稲米は所乃島より貿易す」という記述を踏まえ、「すなわち、西表島で作られた米を求めたのであり、島民みずからが西表島まで作りにかよったのではなさそうである。従って、通耕が始まったのはそれ以後であると思われ、そして恐らくは人頭税創設に伴うものと想像できるが、もちろんこれに対する確証はない」と述べる〔浮田 1974, 514 頁〕（通耕の成立時期については、後述する）。

浮田の見解について、得能は「質売」「貿易」という文言を字義どおりに解釈して、米は西表島から「求めた」とし、その結果、通耕の起源も一五世紀後半よりあと、近世の人頭税制の創設にとともに推測する」と説明する〔得能 2007, 42 頁〕。得能の述べる通り、「質売」「貿易」という文言に従えば、浮田の見解が妥当ということになる。この言葉の中に通耕を読み込むことは困難であり、朝鮮王朝の官人が整理した報告である点を考慮すれば、なおさらその考え方は成り立ち得ない。対

外関係史研究者の須田牧子や橋本雄も、浮田と同じ解釈である〔須田2010, 226頁／橋本2015, 173頁, 表6-2, ③波照間島〕。

それにもかかわらず、得能は「せいぜい物々交換の段階であった当時において、離島が西表島に米を求めるのはよいとして、西表島がその対価として離島に求める物が何かあったのか、という疑問が残る」とし、「成宗実録」に記録された産物をもて西表島が米の対価として離島に求める産物はないと思われ」と断じ、「そういった売買の市場を管理するような首長は、「成宗実録」では八重山には存在しないという」とする。「もっとも単純に考えれば、西表島が離島に求める対価は労働であり、しかも稲作じたいを行っていた」という植松の解釈が「合理的なものだ」と結論づける〔得能2007, 42頁〕。

この得能の議論は、史料の解釈から導かれたものではない。むしろ史料を無視した議論であり、さらにその論証過程にはいくつかの疑問がある。本項の第1点で述べたように、漂流人の観察は、個々の島々の情報を網羅的に述べているとは言い難い。したがって〔史料⑦〕に記載されていない産物—魚介類や、道具など—が存在していた可能性がある。また〔史料⑦〕の多良間島の箇所には、「一、その俗、苧布を用て藍を染め、擣（う）ちて衣を為（つく）る。その色は彩段の如し」というような藍染めの苧布の記載があるものの、材木の入手先である西表島や伊良部島には、そうした記述はない。後述する〔史料⑧〕によれば、多良間島の住民が、沖縄島からの帰路、「也麻老風加可音島」において、衣服によって水稲を購入している。得能のいうように、「西表島が米の対価として離島に求める産物はないと思われ」とまで言い切れるのだろうか。また得能は、首長が市場を管理する交易を想定しているが、より小規模なレベルでの住民相互の交易は広く存在し得るのではなかろうか。

④……………濟州島に漂着した琉球人とその送還

次に視点を変えて、朝鮮王朝から琉球に送還された琉球人漂流民について、検討していこう。2例を確認でき、いずれも濟州島に漂着している。

(1) 1497年 愁可云道老ら（多良間人）

多良間島の10人が沖縄島に向かい、その帰路に濟州島に漂着した。彼らは朝鮮王朝の首都である漢城（ソウル）に送られ、対馬島の倭人貞勝に託されて琉球に送還された。

『朝鮮王朝実録』（『燕山君日記』）のうち、根拠となる記事を検討していこう。

〔史料⑧〕『燕山君日記』卷28、3年（1497）10月壬午（14日）条（〔233〕）

礼曹啓、「濟州漂泊人示東平館倭四郎三郎則曰、『俺昔隨父、往返琉球、今已二十余年、此輩服色、正是琉球人也』、臣等、請問四郎三郎能携此輩以往否、彼若以為可、則優給過海糧、解送本国何如」、伝曰、「可」、

其漂流者凡十人、其名則一曰愁可云道老、二曰伊時豆老、三曰忘求古老、四曰伊也豆可、五曰呂也豆可、六曰羅伊道古、七曰其愁可麻、八曰求其沙、九曰尤無有可、十曰未候可勿奴、問所居処、十人答云、「称也他羅麻時麻」、倭語謂島為時麻、此島属琉球国、問濟州来泊之由、答

云、「乗船入海、飄風来泊」、其所言指向処、不得解聽、問載船木稻出処、皆答云、「此物非本島所産、自琉球還時乏糧、到也麻老風加音島、以衣服貿来」、但其所言、「熟食施為」、未得解聽、問載船木柱、答云、「計數之物」、其所言、「計數施為」、亦未解聽、言語と倭語或同、或稍異、東平館倭凡五十八人、皆云、「不知某国人」、唯宗材盛使送和知難灑毛及国久使送四郎三郎乃云、「此輩服色・髻・笠、正是琉球人也」、仍令質問、則答云、「我島紅花多産、因輸貢於琉球、回還時值風漂流」、然語音不明、未得解聽、

(書き下し)

礼曹啓す、「濟州の漂泊の人もて、東平館倭四郎三郎に示さば則ち曰く、『俺、昔父に随い、琉球に往返し、今已に二十余年。此輩の服色、正にこれ琉球の人なり』。臣等、四郎三郎の能くこの輩を携えて以って往くや否やを請問す。彼若し以って可となさば、則ち過海糧を優給して、本国に解送するは何如」と。伝して曰く、「可なり」と。その漂流せる者、凡(すべ)て十人なり。その名は則ち一は愁可云道老と曰い、二は伊時豆老と曰い、三は忘求古老と曰い、四は伊也豆可と曰い、五は呂也豆可と曰い、六は羅伊道古と曰い、七は其愁可麻と曰い、八は求其沙と曰い、九は尤無有可と曰い、十は未候可勿奴と曰う。居する所の処を問わば、十人答て云わく、「称也求(宮古)の他羅麻時麻(多良間島)なり」と。倭語に、島を謂いて時麻(しま)となす。この島、琉球国に属す。濟州来泊の由を問わば、答えて云わく、「船に乗りて海に入り、風に飄して来泊せり」と。その言う所の指向せる処は、解聽するを得ず。船に載せたる木稻の出処を問わば、皆答えて云わく、「この物、本島の産する所にあらず。琉球より還る時糧に乏しく、也麻老風加音島に到り、衣服を以て貿(か)い来る」と。但だその言う所の「熟食施為」は未だ解聽するを得ず。船に載せたる木柱を問わば、答えて云く、「計數の物なり」と。その言う所の「計數施為」も亦未だ解聽せず。言語、倭語と或いは同じ、或いは稍(やや)異なる。東平館の倭、凡て五十八人、皆云わく、「某国の人なるやを知らず」と。唯だ宗材盛使送の和知難灑毛及び国久の使送四郎三郎、乃ち云わく、「この輩の服色・髻・笠、正にこれ琉球の人なり」と。仍(なお)質問せしむれば、則ち答えて云わく、「我が島、紅花多く産し、因りて琉球に輸貢す。回還の時、風に値(あ)い漂流す」と。然れども語音不明にして、未だ解聽するを得ず。

まず朝鮮国王燕山君への礼曹の報告が引用されている。それによれば、濟州島に漂着した人々を、東平館に滞在している倭人四郎三郎に示したところ、四郎三郎は「俺は、今から20余年前、父に随って琉球との間を往復したことがある。この輩の衣服の色は、まさしく琉球の人である」と回答したという。東平館は、漢城(ソウル)に設けられた倭館である。〔史料⑧〕の後半の記述によれば、この時、東平館には58人の倭人がおり、そろって「どこの国の人かわからない」と答えている。ただ対馬島主・守護の宗材盛の使節である和知難灑毛(八郎左衛門か)および国久の使節である四郎三郎は、「この輩の服色・髻・笠は、正に琉球の人である」と答えている。

国久について説明しておく。申叔舟『海東諸国紀』日本国紀、対馬島、沙愁浦によれば、「対馬州佐護郡代官平朝臣宗幡摩(播磨)守国久」とみえ、通交名義としての職名であるが、佐須郡代官を務めているとしている。同書によれば、乙酉年(世祖11, 1465)に対馬島主の宗貞国の請により圖書を受け、また歳遣1船の定約を結んでいる。天神山(天神多久頭魂(てんじんたくつたま)神社)の海

賊を管轄し、同書編纂の時点（1471年）では兵を領して博多に滞在していた（『成宗実録』巻69、7年〈1476〉7月丁卯〈26日〉条の對馬島宣慰使金自貞の復命書も参照）。ただし『朝鮮王朝実録』において、朝鮮に使節を派遣して土宜を献じたという記事の初見は、成宗25年（1494）3月（『成宗実録』巻288、25年3月庚戌〈21日〉条）で、『海東諸国紀』の記事よりもかなり後のことになる。その後、燕山君元年（1495）・5年・8年に、朝鮮へ使節を派遣して土宜を献じている（『燕山君日記』巻4、元年3月乙酉〈2日〉条・同、巻34、5年7月甲子〈6日〉条・巻46、8年9月庚辰〈11日〉条）。

〔史料⑧〕に戻ろう。引用史料の後半では、漂流民の名と、漂流民への尋問（問答）が記されている。尋問にあたった礼曹の官人は、彼らの言語を「倭語と或いは同じ、或いは稍（やや）異なる」（書き下し）と評している。そして漂流民の言葉について「未だ解聴するを得ず」（書き下し）というような表現が散見しており、漢城（ソウル）に勤務する官人にとって、彼らの言葉が難解であったことがわかる。

琉球人の名は、朝鮮語の漢字音に基づいて表記されている。琉球人漂流民は、愁可云道老、伊時豆老、忘求古老、伊也豆可、呂也豆可、羅伊道古、其愁可麻、求其沙、尤無有可、未候可勿奴の10名である。

彼らの居所は、多良間島であり、この島は琉球国に属している。「島」は、倭語では「時麻（しま）」と読むことに注意が向けられている。彼らが済州に来泊した理由は、船に乗って海に入ったところ、風に遭って済州に来泊したものである。目的地については、朝鮮官人は聴き取れなかった。改めて質問したところ、「多良間島では紅花を多く生産しており、琉球（沖縄）に運び、王府に貢いでいた。琉球から多良間島に戻る際、風に遭い値（あ）い漂流した」という回答が得られた。多良間島では紅花を生産していたこと、それを沖縄島に「輸貢」していた、すなわち琉球王府に献上していたことがわかる。

船には木稻（水稲か。国史編纂委員会『朝鮮王朝実録』データベースによれば、「木稻」はこの1箇所のみである。）が載せられていたが、その出処については、「多良間島で産出したものではない。琉球より還る時、食糧が乏しかったので、也麻老風加音島（未詳）に到り、衣服と交換したものである」と皆答えている。また計数の道具である木柶を船に載せていた。柶は、朝鮮の国字で、物さし状の竹のことである〔池谷・内田・高瀬2005、318頁、注（9）〕。「熟食施為」「計数施為」の言葉はいまだ解聴できなかった。

そして礼曹は、四郎三郎が承知するのならば、過海糧を多めに与えて漂流民を琉球に送還させることを提案し、燕山君は了承した。

四郎三郎について、〔史料⑨〕には次のような記述が見える。

〔史料⑨〕『燕山君日記』巻28、3年（1497）10月乙酉（17日）条（〔234〕）

礼曹啓、「以漂流人帶往事、問四郎三郎、則答云、『既受国家爵禄為臣僕、雖死且不避、況此事乎、昔吾父道安自琉球国率国家漂流人而来、国家嘉之、賜爵以酬勞、吾父又齎国家謝琉球書往返、吾今帶往何難』、本曹以語漂流人、則皆叩頭攢手、有喜色、然語音難識、今付四郎三郎以送似可也、但其過海糧及所經諸島人情・雜物、其費不貲、且今觀服色、有与中朝布相似、其距中国、必不遠也審矣、明年、聖節使之行、送此輩于遼東、咨礼部、使轉送其国何如」、命議于議政府・六曹、

(書き下し)

礼曹啓す、「漂流人帯往の事を以て、四郎三郎に問わば、則ち答えて云く、『既に国家の爵禄を受けて臣僕となる。死すと雖も且つ避けず、況んやこの事をや。昔、吾が父道安、琉球国より国家の漂流人を率いて来るに、国家これを嘉（よみ）し、爵を賜い以って労に酬ゆ。吾が父、又国家の琉球に謝する書を齎（もたら）して往返す。吾、今帯往するは何ぞ難からん』と。本曹（礼曹）以って漂流人に語れば、則ち皆叩頭攢手し、喜色あり。然れども語音識（し）り難し。今、四郎三郎に付して以て送るは可なるに似たるなり。但だその過海糧及び諸島を経る所の人情・雑物、その費貲（はか）られず。且つ今服色を觀るに、中朝の布と相い似たるあり。それ中国と距つること、必ず遠からざるは也（ま）た審らかなり。明年、聖節使の行あり。この輩を遼東（遼東都指揮使司を指す）に送り、礼部に咨して、その国に転送せしむるは何如」と。命じて議政府・六曹に議せしむ。

引用史料中の「既に国家の爵禄を受けて臣僕となる」とは、朝鮮王朝の官職を授けられ、いわゆる受職人となることを指す。四郎三郎が〔史料⑨〕以前に朝鮮を訪れた際の記事を見ると、成宗10年（1479）には司正（『成宗実録』巻109, 10年10月癸未〈1日〉条）、成宗24年（1493）には司果とある（『成宗実録』巻275, 24年3月庚辰〈15日〉条）〔池谷・内田・高瀬2005, 318頁, 注（1）〕。

また四郎三郎の父は、道安とある。2章で言及したように、道安は琉球国より朝鮮人漂流民を送還したため、朝鮮王朝は爵を賜い、その労に酬いた。また道安は、朝鮮王朝が琉球に謝する書を持って琉球との間を往来した。

四郎三郎は、「既に国家の爵禄を受けて臣僕とな」っているため、死すことも厭わない旨を陳べ、父道安の活動について言及し、琉球人漂流民の送還を承諾した。しかし礼曹は、「今、四郎三郎に付して送るのは適當だ」としながらも、過海糧および諸島を経る際の人情（贈り物）や雑物の費用がかさむとして躊躇する。そして明年、明朝へ聖節使に派遣することになっているため、漂流民を遼東都指揮使司に送り、礼部に咨を送り、琉球に転送することを、燕山君に提案した。聖節使とは、中国皇帝の誕生日（聖節）の慶賀のために派遣される使節のことである。燕山君は、議政府・六曹に審議させることにした。この遼東に送るという方法は、15世紀、日本の使節に伴って送られてきた倭寇に拉致された中国人—中国人被虜人を明朝に転送する際に実施された〔有井1985〕。

その後、漂流民はどのように処置されたのだろうか。各史料の概要をみておこう。

【史料⑩】『燕山君日記』巻28, 3年（1497）10月丙戌（18日）条（〔235〕）

漂流民の送還について、議政府と六曹の判書（長官）らの議論を述べている。

尹弼商・魚世謙らは、「この漂流民は明らかに琉球の人であるので、（明の）遼東経由で送還するのはよろしくない」という意見を述べる。尹孝孫・李陸議は、「祖宗朝においては、琉球国は再々我が漂流民（朝鮮人漂流民）を送還している。今この人がその国の管下の人に係わるのならば、交隣の道として刷還（送還）しないわけにはいかない。どうして（送還の際に）その過海糧、人情の弊があることを計るだろうか。今四郎三郎に付して送還することが礼としてまた当然である」と述べた。鄭眉寿・李昌臣は、「琉球国は世々中国の正朔を奉じている（中国の臣下となることを示す）。

今、漂流民を明年の聖節使に就けて、一時に奏辞を具して送れば、通送に便利のみならず、明の朝廷が、本国は曾て私交せざるの義を知ることになるのではないかと反論した。燕山君は、尹弼商らの意見を採用した。

【史料⑪】『燕山君日記』卷28, 3年(1497)11月壬子(15日)条(【236】)

漂流民の送還について再度、議論されている。鄭文炯・韓致亨らは、「四郎三郎が対馬島主の令を待たずに、擅(ほしいまま)に漂流民を受けて去(ゆ)くのは、義において果たして不可である。辞退するのがもっともである」とし、送還させる際には、漂流民の人数分の過海糧のみを与え、その料米80石と綿布1,000匹は断じて許してはならないと主張する。そして「今対馬島主の特送倭(【史料⑫】の藤原国幸)がたまたま来ているので、礼曹が説得して送還させてはどうか」と提案する。李陸は、「四郎三郎は、実は多く財物を得て己を利そうと欲している」とし、「『汝が難しいというのならば、留めて吾が民とするか、中国経由で送還するのが適当だ』と言えば、必ず辞退することなく受け入れる」と提案する。鄭眉壽・李昌臣が、「漂流民を遼東に送ることが適当だ」と再度述べると、燕山君は鄭眉壽らの議に従い、遼東経由で送還することが決定した。

【史料⑫】『燕山君日記』卷28, 3年(1497)11月丁巳(20日)条(【237】)

礼曹は、対馬島特送藤原国幸に対して郎庁を遣わして、漂流民の琉球への転送を依頼したが、国幸は「島主の許可もなく、勝手に処理できない。国家(朝鮮王朝)が島主に諭して、島主が若し許すのならば、慎んで命に従う」と答えた。燕山君はさらに議を啓することを求めた。

多良間島の人々の漂流に関する『燕山君日記』の記事は、以上である。実際に送還されたか否かについては、次の(2)に関する『中宗実録』の記事(1530年)に見出される。

まず義禁府が濟州島の人を介して、琉球人漂流民に対して尋問して回答を得ている。【史料⑬】は、義禁府の書契からの引用である。

【史料⑬】『中宗実録』卷69, 25年(1530)10月丁巳(1日)条(【264】)

(上略)又問、『丁巳年間、爾国人漂流到我国者、誰也、生存与否、汝知之乎』、答曰、『他羅兀島居牛母也、称名人、生存』、

(書き下し)

又問う、『丁巳年の間、爾の国人の漂流して我が国に到る者、誰なるや。生存すると否と、汝これを知らるか』と。答えて曰く、『他羅兀島に居る牛母なり。名を称する人、生存す』と。

義禁府が「丁巳年(1497)に、爾の国人の漂流して我が国に到る者は誰か。生存しているのかどうかを汝は知っているのか」と尋ねたところ、漂流民は「他羅兀島(多良間島)に住む牛母である。この名を称する人は生存している」と回答している。漂流民が無事送還されたことがわかる。

【史料⑭】『中宗実録』卷69, 25年(1530)10月戊午(2日)条(【265】)

礼曹啓曰、「(中略) 且考前例、則琉球国使臣梁広・梁春等出来時、上使能通漢語、故使我国漢通事待之、副使能解倭語、故使我国倭通事待之、厥後琉球国漂流人出来、其時日本国倭三郎四郎称号者適来、故欲付送、而三郎四郎、不肯受去、故我国通書于对馬島、付倭人貞勝、使之転送本国也」、(下略)

(書き下し)

礼曹啓して曰く、「(中略) 且つ前例を考うるに、則ち琉球国の使臣梁広・梁春等の出来せる時、上使能(よ)く漢語に通ず。故に我が国の漢通事をしてこれを待せしむ。副使能く倭語を解し、故に我が国の倭通事をしてこれを待せしむ。その後琉球国の漂流人、出来ず。その時、日本国倭の三郎四郎(四郎三郎と同じ)と称号する者、適々(たまたま)来る。故に付送せんと欲すれども、三郎四郎受去するを肯(がえん)ぜず。故に我が国、書を対馬島に通じ、倭人貞勝に付し、これをして本国に転送せしむるなり」。(下略)

燕山君6年(1500)、朝鮮に來聘した琉球国の使臣梁広・梁椿ら(『燕山君日記』卷39、6年11月戊午<8日>条、[238])に関して記述している。①(1)で述べた田中健夫による時期区分では、第4期にあたる。

梁広・梁春(椿)らのうち、上使(正使。梁広か)は漢語に通じていたために漢通事が、副使(梁椿か)は倭語に通じていたために倭通事が対応した。その後、琉球人漂流民が現れた際に、「日本国倭」の三郎四郎(前述の四郎三郎と同じ)に送還を託そうとしたが、拒否された。そのため、書を対馬島(宗氏)に送り、倭人貞勝に付して、本国琉球に転送させることにした。すなわち倭人貞勝に託して、対馬経由で琉球に送還したのである。「日本国」と「倭」(倭人)とが別記されていることに留意されたい。

右の記事に対応する「朝鮮国王李愷<燕山君>国書」(都城島津家文書)が現存している。弘治13年(明年号、1500)正月日付で、朝鮮では燕山君6年、日本では明応9年にあたる。朝鮮国王李愷(燕山君)から琉球国王殿下(琉球国中山王尚真)に宛てたもので、「為政以德」の朱印が3箇所捺されている。日本に現存する朝鮮国書としては最古のもので、国の重要文化財に指定されている(史料は、伊藤幸司[伊藤2002、7頁、1号。書誌情報は6頁の表、解説は37頁]や『宮崎県史』史料編中世2〔都城島津家文書、『御文書令臨』ほか、4号〕が紹介している)。

本文には、①丁巳年(1497)に琉球国の「流船」が「我南鄙」に漂着した、②船には10人が乗っていて、その言葉を聴くと貴国(琉球国)の民だとわかった、③不幸にして6人が病死して4人のみが生き残ったということが述べられている。そして④対馬州の人に付して貴国(琉球)に送還する旨と、⑤盤纏(旅費)の糧料を給して過海の資とすることを述べている。この対馬州の人が貞勝を指すものと考えられる。

(2) 1530年 豊加那ら(宮古島人)

この事例は、中宗25年(1530)7月、宮古島の人々が漂流したものである。尼南院島を経て、済州島に漂着する。そこで身柄が確保されて、漢城(ソウル)に送られる。正朝使呉世翰により明へ回送されて、琉球に送還された。

関連史料は、『中宗実録』巻69、25年8月丙寅（9日）（【262】）・戊辰（11日）条（【263】）、同年10月丁巳（1日）（【264】）・戊午（2日）（【265】）・己未（3日）（【266】）・辛酉（5日）（【267】）・癸亥（7日）（【268】）・甲子（8日）（【269】）・乙丑（9日）（【270】）条、巻70、26年2月癸未（28日）（【271】）・乙酉（30日）（【272】）条、同年3月甲午（9日）条（【273】）、同年4月戊午（4日）条（【274】）、巻71、同年10月辛卯（11日）条（【275】）である。

琉球人漂流民への対応については、朝鮮国王中宗から直接指示が出されている。中宗は、濟州牧使の啓本（国王への報告書）を基に、「捕らえた人は賊倭ではない。すなわち琉球国の人で、隣国の人である。衣服・飲食等を当該の官司に命じて別に措置を加えさせ、（琉球への）送還については速やかに考えて啓せよ（上申せよ）」と命じている（『中宗実録』巻69、25年8月丙寅〈9日〉条、【262】）。

ついで中宗は、承政院に対して、〔史料⑮〕のような指示をしている。

〔史料⑮〕『中宗実録』巻69、25年8月戊辰（11日）条（【263】）

伝于政院曰、「琉球国人若来、則令禁府詳問其根因可也、前者琉球国使臣、或有出来之時、而今則不出来、必阻於日本国对馬島而然也、其不来之由及水陸程途遠近、并問之、且其所進新稲穂、令戸曹取種、而并問一年之内、幾度種獲（穫）也」、

（書き下し）

政院に伝して曰く、「琉球国の人、若し来らば、則ち禁府をしてその根因を詳問せしむるが可なり。前者（さきごろ）琉球国の使臣、或いは出来の時あり。而るに今は則ち出来せず。必ず日本国对馬島に於いて阻まれて然るなり。その来らざるの由及び水陸の程途の遠近は並びにこれに問え。且つその進むる所の新稲の穂、戸曹をして種を取らしめて、並びに1年の内、幾度種獲（穫）するかを問えや」と。

中宗は、承政院に対して、琉球国の人が都に到着したら、義禁府に尋問させるよう指示している。中宗は、「以前は琉球国の使臣が朝鮮に通交していたが、今は通交していない。必ず日本国对馬島に於いて阻まれているに違いない」という判断のもと、①琉球国使臣が通交してこない理由と②水陸の行程の距離を尋問することを指示している。そして漂流民が進上した新稲の穂については、戸曹に種を取らせた上で、③1年間で、何度稲を収穫するかについて尋ねることを命じている。

中宗が、琉球国の使節が朝鮮に通交してこないのは、对馬（宗氏ら）により妨害されているからだと認識していることは、注目される。1530年代、例えば朝鮮人漂流民の送還に関与して、自らに利が少ないとみるや送還を停めてしまうことがしばしばあった。また送還を担う偽使を派遣することもあった。これらは、宗氏が送還の窓口を一本化し、朝鮮通交に関する権益を対馬が独占する志向性が見られていたのである〔関2002, 237～240頁〕。こうした対馬の事情を、朝鮮側が一定程度認識していたことが窺える。

琉球人漂流民に戻って、次の〔史料⑯〕をみておこう。

〔史料⑯〕『中宗実録』巻69、25年（1530）10月丁巳（1日）条（【264】）

禁府以推問琉球国人之書啓、【其書契曰、「漂流七人、其名一曰豊加那、二曰阿加豆、三曰無尪那、四曰他尪者那、五曰危那、六曰賓五里、七曰勝其、倭・漢学通事、皆不解其語、使濟州押來人問之、則其人答曰、『以琉球国人、居于尪島、今年七月間、以刈稻事、出來于尼南院島、遭風漂流、第九日到泊于無涯之境、有一官員、見之哀憐、饋其酒食、因此上來』、又問、『丁巳年間、爾国人漂流到我国者、誰也、生存与否、汝知之乎』、答曰、『他羅尪島居牛母也、称名人、生存』、又問曰、『爾国朝貢于中原耶』、答曰、『我国使臣、将蘇木・胡椒等物、載船入貢事、聞其奇、不得目觀』、又問曰、『爾国王衣服、及下人男女服色、何以為之』、答曰、『国王及下人男女等、以木綿裹頭』、又問曰、『父母之喪、飲酒食肉乎』、答曰、『不食肉也』、又曰、『汝等所齋新稻穗、一年幾度種穫、水田何月耕種、而何月收穫耶』、答曰、『十月付種、四月收穫、四月付種、十月收穫』、】曰、「無他可問之事、請移于延接都監、使礼曹推之何如」、伝曰、「倭・漢学通事及濟州押來人、皆未能善解其語、前者琉球国使臣梁広出來時、有倭人解其語者適來、使之問答、已有其例、今來倭人、亦有知琉球国語者耶、凡常之言、非當避忌、可使倭人問之」、仍伝于政院曰、「琉球国漂流人、移于延接都監可也、但日氣漸寒、待異国之人不可不厚、衣服笠子、其速備給事、言于礼曹」、

【 】内は割注。

(書き下し)

禁府（義禁府）、琉球国人に推問するの書を以て啓して、【その書契に曰く、「漂流の七人、その名を一は豊加那と曰い、二は阿加豆と曰い、三は無尪那と曰い、四は他尪者那と曰い、五は危那と曰い、六は賓五里と曰い、七は勝其と曰う。倭・漢学通事は皆その語を解せず。濟州より押來せる人をしてこれに問わしむるに、則ちその人答えて曰く、『琉球国の人なるを以て、尪島に居る。今年七月の間、稲を刈る事を以て、尼南院島に出來す。遭風して漂流し、第九日、無涯の境に到泊す。一官員あり、これを見て哀憐して、それに酒食を饋す。これに因り上來す』と。又問ふ、『丁巳年（燕山君3年=1497年）の間、爾の国人の漂流して我が国に到る者、誰なるや。生存すると否と、汝これを知るか』と。答えて曰く、『他羅尪島（多良間島）に居る牛母なり。名を称する人、生存す』と。又問いて曰く、『爾の国、中原に朝貢するや』と。答えて曰く、『我国の使臣、蘇木・胡椒等の物を将（も）って、載船して入貢する事、その奇を聞くも、目觀するを得ず』と。又問いて曰く、『爾の国王の衣服、及び下人の男女の服色、何を以てかこれをなさん』と。答えて曰く、『国王及び下人の男女等、木綿を以て頭を裹（つつ）む』と。又問いて曰く、『父母の喪、酒を飲み肉を食するか』と。答えて曰く、『肉を食せざるなり』と。又曰く、『汝等の齋（もたら）す所の新稻の穂、一年に幾度種穫し、水田は何れの月に耕種して、何れの月に收穫するや』と。答えて曰く、『十月に付種して四月に收穫し、四月に付種して十月に收穫す』と。】曰く、「他に問うべきの事無し。請うらくは、延接都監に移し、礼曹をしてこれを推せしむるは何如」と。伝して曰く、「倭・漢学通事及び濟州より押來せる人、皆未だ善くその語を解すること能わず。前者（さきごろ）琉球国使臣梁広出來せる時、倭人のその語を解する者適（たまたま）來るあり。これをして問答せしむ。已にその例あり。今來れる倭人も亦琉球国の語を知る者ありや。凡常の言、當に避忌すべきにあらず。倭人をしてこれに問わしむべし」と。仍（なお）政院に伝して曰く、「琉球国の漂流人、延接都監に移すが可なり。但

だ日気漸く寒ければ、異国の人を待するに、厚からざるべからず。衣服・笠子、それ速やかに備給する事、礼曹に言え」と。

〔史料⑯〕は、義禁府が、琉球人漂流民を推問した（取り調べた）ことを報告し、それに対する中宗の命令が述べられている。

義禁府の報告によると、以下の通りである。

漂流民は7人で、その名は、豊加那、阿加豆、無尓那（尓は朝鮮の国字でマと発音する〔池谷・内田・高瀬2005, 351頁, 注(3)〕。根拠は、朝鮮総督府編1974, 287頁。）、他尓者那、危那、賓五里、勝其である。朝鮮音に基づく漢字表記がなされている。「尓島」については、東恩納寛惇の所説に基づき、「ミヤク」「ミヤーク」などの発音から、池谷らは宮古島ではないかとしている〔池谷・内田・高瀬2005, 351頁, 注(4)〕。『中宗実録』巻69, 25年10月己未（3日）条（【266】）には「野島」と表記されている。〔池谷・内田・高瀬2005, 351頁, 注(4)〕。

倭通事と漢学通事は皆、漂流民の言葉が分からないため、済州島より彼らを連れてきた人を通じて尋問した。本章(1)と同様に、宮古島の人を、漢城（ソウル）の官人である倭通事・漢通事は、理解することができなかった。それに対して漂流民に同行した済州人は、意思疎通がある程度まで可能であったとみられ、済州人を介して尋問が行われた。しかし中宗は満足せず、「倭通事・漢学通事及び済州より押来した人は、皆その語を解することができない」と断じている。そして、（燕山君6年に）琉球国使臣梁広が来聘した際に、琉球語を解する倭人を通じて問答した例を引き合いに出し、現在滞在している倭人のうち琉球国の語を知る者に尋ねさせるよう指示している。

注目したいのは、遠距離通耕に関する記述である。前述したように、浮田典良は〔史料⑦〕には通耕の記事は見えないとし、「恐らくは人頭税創設に伴うものと想像できるが、もちろんこれに対する確証はない」と述べていた〔浮田1974, 514頁〕。

これに対し、小林茂は、〔史料⑯〕は、宮古・八重山諸島における遠距離通耕の初見史料であることを指摘する。「尓島」に居住していた漂流民は、別の島である「尼南院島」に稲の収穫に出かけていた。小林は、この別の島での稲栽培が、「遠距離通耕にあたる可能性はきわめて高い」とする。小林は、上記の両島が宮古・八重山諸島に属することは確実であるとし、「尓島」が〈低い島〉（隆起サンゴ礁の島）、「尼南院島」が〈高い島〉（山を持つ島）である可能性が高いとする〔小林1996, 174頁〕。

小林は、「尼南院島」の朝鮮語音読みを基に、「高い島」である西表島・石垣島の地名を『角川日本地名大辞典』47 沖縄県〔角川日本地名大辞典 編纂委員会編1986〕によって、その比定を試みたが、対応するものをみつけることはできなかったという〔小林1996, 180頁, 注(33)〕。稲栽培が行われている〈高い島〉ということからすれば、「尼南院島」は西表島を指している可能性が高いのではなかろうか。

そして小林は、「遠距離通耕は人頭税の賦課が開始されたとされる寛永一四（一六三七）年を、百年以上もさかのぼる時期からおこなわれていることになる」とし、「遠距離通耕が、マラリアに対する文化的適応として意義をもつとすれば、すでに十六世紀前半にはこの地域にマラリアが蔓延しており、これに対応する土地利用様式として確立されていたとみなければならない」と指摘する〔小

林 1996, 174～175 頁]。

また〔史料⑬〕において中宗が尋問を指示した①②③の3点のうち、③1年間で、何度稲を収穫するかについては記述されている。「琉球人がもたらした新稲の穂が、1年に何度収穫し、水田は何月に耕種し、何月に収穫するのか」という問いに対して、「10月に付種して4月に収穫し、4月に付種して10月に収穫する」と答えている。二期作を行っているという回答である。

さらに本章(1)で述べた丁巳年(1497)の琉球人漂流民について確認している。また明への朝貢、琉球国王・下人の衣服、服喪の禁忌(肉を食べない)について尋問している。中宗は、延接都監に移し、礼曹に推問させることを指示している。

おわりに

本稿は、『朝鮮王朝実録』中の朝鮮人漂流民および琉球人漂流民の記録を基に、15～16世紀のトカラ列島・奄美諸島および宮古・八重山諸島の様相を明らかにしてきた。最後に、それぞれの記録からうかがえる諸島の特徴および本稿で述べてきた論点について、整理しておきたい。

(1) トカラ列島・奄美諸島

(ア) 万年・丁禄(済州島人)の漂流記録(内容は、1450～1453年)

トカラ列島の臥蛇島は、琉球・薩摩の間(境界)にあり、半分は琉球、半分は薩摩に属すとされていた。しかし、道安が琉球(沖縄島)に来航した時期は、両者が激しく対立していた。そのため薩摩を経て琉球に向かう博多商人の商船も、拿捕されてしまった。

琉球と薩摩との対立の背景には、1450年、中山王尚金福の弟である尚泰久が、喜界島に出兵したことにあると考えられる。トカラ列島および奄美諸島では、琉球・薩摩間の軍事的緊張が存在していたのである。

朝鮮人漂流人の扱いについてみると、彼らは商品であり、購入主(奴隷主)のもとで奴として使役された。トカラ列島や奄美諸島・琉球諸島において人身売買が行われていることがわかる。

(2) 先島(宮古・八重山諸島)

(ア) 肖得誠・梁成(羅州人)の漂流記録(内容は、1461年)

肖得誠・梁成は、朝鮮全羅道の羅州を発したところ、宮古島に漂着した。彼らは、宮古島と沖縄島の間を往来していた「琉球国の商船」に乗せられて、沖縄島に送られた。

宮古島人は、漂着した肖得誠らに対し、交替で食糧を供給する務めを行い、彼らを饗応した。2月の時点では、大麦は既に収穫が終わり、小麦が熟し、瓜と茄の実もなっていた。宮古島の人々と、近隣の来間島・伊良部島・下地島・大神島の島の人々は、相互に往来して飲酒をともにするという付き合いがあった。往来の度ごとに、必ず肖得誠らを招待して、厚くもてなした。

(イ) 金非衣ら(済州島人)の漂流記録(内容は、1477～1478年)

この記録については、次の3点について論じた。

第一に、漂流記録の読み方についてである。この記録は、漂流民の発言そのものではなく、弘文館が聴取した内容を整理したものとみるべきである。漂流民自身が基になる記録をとっていたわけではなく、あくまでも彼らの記憶に拠っている。漂流民の記録には不正確ないし誤っている箇所や、内容の偏りがあるとみる必要がある。各島の習俗や自然についても、全島にわたる網羅的な調査に基づくものではなく、この記録から落ちている情報がかなり存在するものと思われる。したがって考古資料などとの照合をしつつ、記述を吟味する必要がある。

第二に、漂流民の沖縄島への送還は、民間船によって、与那国島からリレー式に沖縄島に送還された。(1)の事例を踏まえると、その船は、交易を行う「商船」であった可能性がある。

第三に、諸島間のネットワークについてみると、西表島を産地とする米や材木は、他島に「貿売」「貿易」されるなど、お互いに必要な物資を補っていた。尚、西表島の米の「貿売」「貿易」に、遠距離通耕の存在をみて、米を購入した島々は、米の対価は労働であるという得能壽美の見解には、従えない旨を述べた。

(ウ) 愁可云道老ら(多良間人)の漂流記録(1497年)

多良間島の10人が沖縄島に向かい、その帰路に済州島に漂着した。彼らは漢城(ソウル)に送られ、尋問を受けた。彼らのことばは、漢城の官人たちにとっては難解なため、十分な聴取はできなかった。そうした中、多良間島では紅花を生産し、それを琉球王府に献上していたことを聞き出すことができた。

(エ) 豊加那ら(宮古島人)の漂流記録(1530年)

宮古島の人々が、尼南院島を経て、済州島に漂着した。そこで身柄が確保されて、漢城(ソウル)に送られる。倭通事と漢学通事は、漂流民の言葉が分からないため、済州島より彼らを連れてきた人を通じて尋問した。

「尓島」(宮古島)に居住していた人々は、「尼南院島」に稲の収穫に出かけていた。小林茂によれば、遠距離通耕の初見記事である。

また1年間に何度稲を収穫するかについては、10月に付種して4月に収穫し、4月に付種して10月に収穫する、すなわち二期作を行っていた。

今後は、漂流記録から読み取った情報について、多角的な考察を続けていくことにしたい。

引用・参考文献

- 安里嗣淳 2013「南帆安集落—与那原遺跡(ドナンバラ村跡)—」与那国町史編纂委員会事務局編集『町史第3巻 歴史編 黒潮の衝撃波 西の国境 どうなんの足跡』与那国町役場
- 有井智徳 1985「十四・五世紀の倭寇をめぐる中韓関係」同『高麗李朝史の研究』国書刊行会
- 李 薫 2011「人的交流を通じてみる朝鮮・琉球関係—被虜人・漂着民を中心に—」河宇鳳・孫承喆・李薫・閔德基・鄭成一、赤嶺守監訳『朝鮮と琉球—歴史の淵源を探る—』榕樹書林(翻訳。原文は、韓国において1999年に刊行された。)
- 池野 茂 1994『琉球山原(やんばる)船水運の展開』ロマン書房本店

- 池谷望子・内田晶子・高瀬恭子 2005『朝鮮王朝実録 琉球史料集成』原文篇・訳注篇, 榕樹書林
- 石垣金星 2013「与那国と西表の交流史」与那国町史編纂委員会事務局編集『町史第3巻 歴史編 黒潮の衝撃波 西の国境 どうなんの足跡』与那国町役場
- 石上英一編 2014『奄美諸島編年史料』古琉球期編 上, 吉川弘文館
- 石上英一編 2018『奄美諸島編年史料』古琉球期編 下, 吉川弘文館
- 伊藤幸司 2002「現存史料からみた日朝外交文書・書契」『九州史学』第132号
- 伊波普猷 1974「朝鮮人の漂流記に現れた十五世紀末の南島」『伊波普猷全集』第5巻, 平凡社(初出は、「朝鮮人の漂流記に現れた尚真王即位当時の南島」『史学雑誌』第38編第12号, 1927年)
- 植松明石 1974「新城島の畑作」八重山文化研究会(東京)編『八重山文化』第2号
- 浮田典良 1974「八重山諸島における遠距離通耕」『地理学評論』第47巻8号
- 大庭康時・佐伯弘次・菅波正人・田上勇一郎編 2008『中世都市・博多を掘る』海鳥社
- 岡本弘道 2010『琉球王国海上交渉史研究』榕樹書林
- 『角川日本地名大辞典』編纂委員会編 1986『角川日本地名大辞典』47 沖縄県, 角川書店
- 紙屋敦之 2013「七島・七島衆と東アジア海域」同『東アジアのなかの琉球と薩摩藩』校倉書房(初出は2009年)
- 金武正紀 2013「慶田崎遺跡」与那国町史編纂委員会事務局編集『町史第3巻 歴史編 黒潮の衝撃波 西の国境 どうなんの足跡』与那国町役場
- 小林 茂 1996「十五世紀後半の南西諸島南部の土地利用と景観—『李朝実録』所載の漂流記録の分析から—」丸山 擁成編『前近代における南西諸島と九州—その関係史的研究』多賀出版
- 財団法人沖縄県文化振興会史料編集室編 2010『沖縄県史』各論編 第3巻 古琉球, 沖縄県教育委員会
- 佐伯弘次 2003「室町後期の博多商人道安と東アジア」『史淵』第140輯
- 崎山 直 1973「歴史(1) —近代以前の概観—」宮良高弘編『八重山の社会と文化』木耳社
- 佐々木高明 2003『南からの日本文化』上・下 [NHK ブックス], 日本放送出版協会
- 須田牧子 2010「朝鮮使節・漂流民の日本・琉球観察」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係4 倭寇と「日本国王」』吉川弘文館
- 関 周一 1999「朝鮮王朝官人の日本観察」『歴史評論』第592号
- 関 周一 2002『中世日朝海域史の研究』吉川弘文館
- 関 周一 2010「『中華』の再建と南北朝内乱」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係4 倭寇と「日本国王」』吉川弘文館
- 関 周一 2013『朝鮮人のみた中世日本』吉川弘文館 [歴史文化ライブラリー]
- 高橋公明 1982「外交文書, 「書」・「咨」について」『年報中世史研究』第7号
- 高橋公明 1987「朝鮮外交秩序と東アジア海域の交流」『歴史学研究』第573号
- 田中健夫 1975『中世対外関係史』東京大学出版会
- 高瀬恭子 2009「琉球と朝鮮」内田晶子・高瀬恭子・池谷望子『アジアの海の古琉球—東南アジア・朝鮮・中国—』榕樹書林
- 朝鮮総督府編 1974『朝鮮語辞典』(復刻版) 国書刊行会(初版は, 1920年)
- 通事孝作 2011「オヤケアカハチと小浜島」竹富町史編集委員会編『竹富町史』第3巻 小浜島, 竹富町役場
- 通事孝作 2013『朝鮮済州島民漂流記録』にみる新城島』竹富町史編集委員会編『竹富町史』第5巻 新城島, 竹富町役場
- 得能壽美 2007『近世八重山の民衆生活史—石西礁湖をめぐる海と島々のネットワーク—』榕樹書林
- 得能壽美 2010「中山政権と宮古・八重山」財団法人沖縄県文化振興会史料編集室編『沖縄県史』各論編 第3巻 古琉球, 沖縄県教育委員会
- 得能壽美 2011「群雄割拠の時代とオヤケアカハチ事件」竹富町史編集委員会編『竹富町史』第2巻 竹富島, 竹富町役場
- 中村栄孝 1965『日鮮関係史の研究』上巻, 吉川弘文館
- 西銘 章 2013「嶋仲遺跡」与那国町史編纂委員会事務局編集『町史第3巻 歴史編 黒潮の衝撃波 西の国境 どうなんの足跡』与那国町役場
- 橋本 雄 2005『中世日本の国際関係—東アジア通交圏と偽使問題—』吉川弘文館
- 橋本 雄 2015「八重山に漂流した朝鮮人たち—彼らはなぜ, どのようにして朝鮮へ送還されたのか?—」細田典明編著『旅と交流—旅からみる世界と歴史』北海道大学出版会 [北大文学研究科ライブラリ9]

-
- 東恩納寛惇 1979「朝鮮との交通」『東恩納寛惇全集3 黎明期の海外交通史』第一書房
真栄平房昭 2010「外国人の記録に見る古琉球」財団法人沖縄県文化振興会史料編集室編『沖縄県史』各論編 第3
巻 古琉球. 沖縄県教育委員会
都城島津伝承館 2012『都城と琉球王国』都城島津邸
宮崎県編集・発行 1994『宮崎県史』史料編 中世2
村井章介 1988『アジアのなかの中世日本』校倉書房
村井章介 2019『古琉球—海洋アジアの輝ける王国—』KADOKAWA（角川選書）
矢野美沙子 2014「古琉球における先島支配—オヤケ・アカハチの乱を切り口として」同『古琉球首里王府の研究』
校倉書房
矢野美沙子 2015「古琉球首里王府の海域支配」『南島史学』第83号

（宮崎大学教育学部）

（2020年7月9日受付，2020年10月16日審査終了）

The Amami Islands and Sakishima Islands as seen in the *Veritable Records of the Joseon Dynasty*

SEKI Shuichi

This paper attempts to clarify the aspects of the Tokara, Amami, Miyako, and Yaeyama Islands during the 15th and 16th centuries by examining the records of Joseon (Korean) and Ryukyuan castaways as reported in the *Veritable Records of the Joseon Dynasty*.

The situation on the Tokara and Amami Islands can be understood from the accounts of the Joseon people cast ashore on Gajashima Island in the Tokara Islands. Due to the positive relationship between Ryukyu and Satsuma, control of Gajashima Island was split between Ryukyu and Satsuma. However, in 1450, Sho Taikyū dispatched troops to Kikaijima Island, leading to conflicts between Ryukyu and Satsuma. Subsequently, merchant ships belonging to Hakata merchants that were headed for Ryukyu via Satsuma were captured. Furthermore, Joseon castaways were considered merchandise and were put to work as *do*, i.e., servants, under the buyer masters.

The situation on the Sakishima Islands (Miyako and Yaeyama Islands) can be understood from the accounts of the Joseon people cast ashore on Miyako Island. The people of Miyako Island took turns supplying food to the Korean castaways and entertained them with food and drink. The people of Miyako Island as well as the neighboring Kurimashima, Irabushima, Shimojishima, and Ogamiijima Islands visited each other and drank together. The castaways were sent to Okinawa Island on “merchant ships of the Ryukyu Kingdom” that traveled between Miyako Island and Okinawa Island.

Furthermore, the following three points were noted in the records about the drifting of the famous Kim Biui and other people of Jeju Island. First, it appears that there are inaccuracies and biases in the records of drifters, and it is necessary to compare these records with archaeological records. Second, castaways on Okinawa were repatriated to Okinawa Island from Yonaguni Island on private ships as part of a kind of relay service. It is likely that these ships were “merchant ships” conducting trade. Third, regarding the network of various islands, Toshimi Tokuno’s theory that islands that purchased rice from Iriomotesima Island were compensated with labor has been criticized.

In addition, the following points were indicated from the records of Ryukyu people who drifted to Jeju Island. Benibana, also called safflower, was grown on Taramajima Island and offered to the

Ryukyu Royal Government. In addition, the people of Miyako Island traveled to “Ni Nan’in Island” to harvest rice. This is the first historical record of people traveling long distances to harvest rice. However, the language of the people of Taramajima and Miyako Islands was difficult for the government officials of Hanseong (Seoul) to understand.

Key words: Drifters, long-distance travel for harvesting rice, merchant ships, Gajashima Island, Miyako Island